

徳島市緑の基本計画



令和5年 徳島市

はじめに

徳島市では、「徳島市緑の基本計画」を平成13年度に策定し、快適でうるおいのある都市づくりに取り組んできました。

同計画の策定から20年余り経過した現在、社会情勢の変化・技術の進展などから、都市のあるべき方向性や取り組むべき課題にも変化が生じています。このため、これまでの取組を踏まえつつ、景観や防災の面など、市民の皆様の「緑」におけるニーズの変化を取り入れ、新たな「徳島市緑の基本計画」を策定しました。



新たな計画では、「徳島市総合計画2021」を上位計画とし「徳島市都市計画マスタープラン」、その他関連する計画との整合を図りながら、道路の緑化、水辺や公園・街路樹の整備、公共公益施設及び民有地の緑化、さらには緑化意識の啓発なども含めた「緑」に対しての総合的な基本方針を示しています。

本市の大きな魅力である水辺と緑を活かし、豊かな自然と快適な生活環境が充実した住みやすい、人々が笑顔で暮らし続けられる持続可能なまちづくりを実現するためには、市はもとより市民や事業者など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていくことが重要です。

この基本計画を本市の都市づくりの指針として活用し、「ダイバーシティ(多様性)」に富んだ主体との連携・協働のもと、魅力ある都市づくりを推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、「徳島市緑の基本計画」の策定にあたり、徳島市緑化審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントや市民アンケート等、様々な機会を通じて貴重なご意見、ご提言いただきました皆様のご協力、ご尽力に深くお礼を申し上げます。

令和5年6月
徳島市長 内藤 佐和子

目次

第1章	はじめに	1
1-1.	計画の目的	1
1-2.	計画の対象	1
1-3.	計画期間	1
1-4.	本計画の位置づけ	2
1-5.	緑を取り巻く近年の社会動向について	3
第2章	緑の現状と課題	8
2-1.	まちの概要	8
2-2.	緑の現況	17
2-3.	市民意向	30
2-4.	現状のまとめと課題	36
3-1.	基本理念	38
3-2.	緑の将来都市像	39
第4章	将来像達成に向けた施策展開	40
4-1.	将来像達成のための方向性	40
4-2.	施策展開の視点	41
4-3.	施策体系	42
4-4.	施策	43
第5章	緑化重点地区	56
5-1.	緑化重点地区の概要	56
5-2.	緑化重点地区の方針	58
第6章	計画の推進に向けて	66
6-1.	計画の推進主体	66
6-2.	主体間の連携の推進	67
6-3.	計画の進行管理と継続的な改善	67
	用語集	68

※計画内の数値の単位は出典元による

第1章 はじめに

1-1. 計画の目的

徳島市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための方針・施策などを定めます。

本市では、平成13年度に「徳島市緑の基本計画」を策定し、潤いと安らぎの緑のまちづくりを進めてきました。策定から20年が経過する中で、市内の緑の状況、緑を取り巻く社会環境が大きく変化しています。これまでの取組を踏まえながら、緑のまちづくりを計画的に進めるため、改定計画をここに策定します。

1-2. 計画の対象

市全域（公有地・民有地を問わない）における緑が対象となります。

本計画における緑とは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、公園・緑地など人工的に整備した緑地のほか、樹林地、水辺地、農地などを構成する土や水などを含めた自然環境全体のことを指します。

1-3. 計画期間

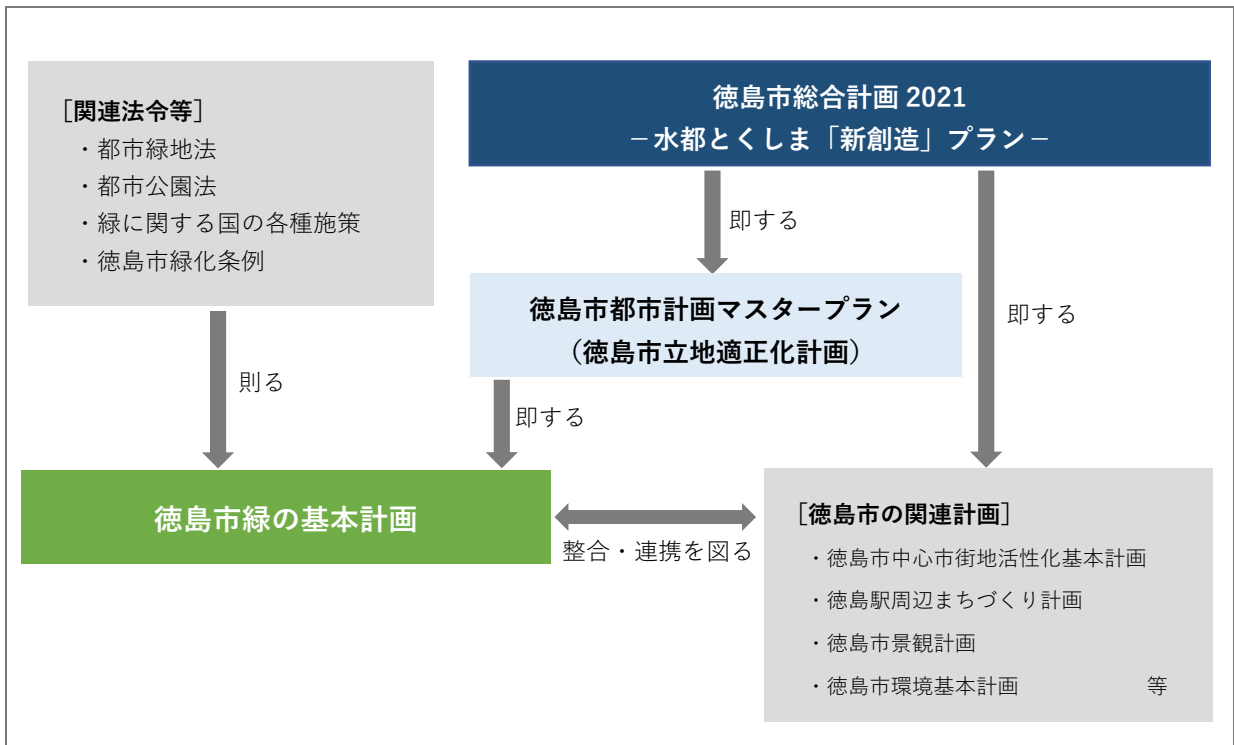
令和5年度（2023年度）から令和24年度（2042年度）まで（20年間）

※ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

1-4. 本計画の位置づけ

本計画は、「徳島市総合計画 2021 -水都とくしま「新創造」プラン-」と総合計画に基づいて本市の都市政策・都市整備分野の施策を方向づける基本的な計画である「都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「景観計画」や「環境基本計画」等の関連計画との整合・連携を図り、関連法令、国の施策や徳島県の関連計画を踏まえて改定します。

[計画の位置づけ・関連計画]



1-5. 緑を取り巻く近年の社会動向について

前回計画の策定からおよそ20年が経過する中で、水・緑を取り巻く社会状況は多様に変化してきました。そこで、近年の緑を取り巻く社会動向について、次の通り整理します。

(1) 都市と自然共生社会に向けた動き ～グリーンインフラの推進と都市農地への注目の高まり～

近年の都市化の進展や激甚・頻発化する自然災害の発生等に伴い、多面的機能を発揮する緑が都市部において注目されています。

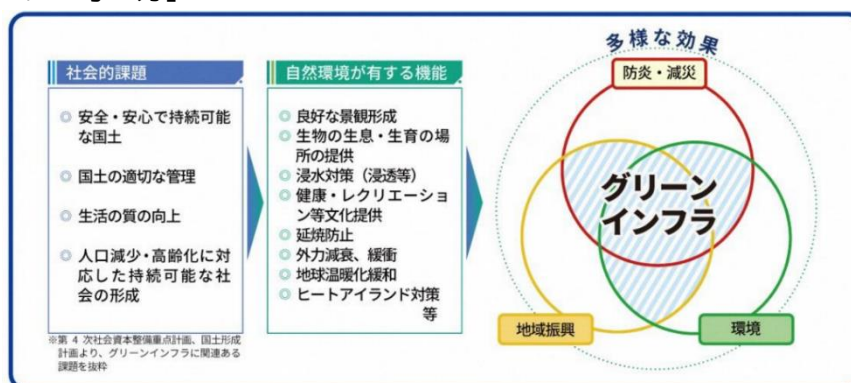
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組としての「グリーンインフラ」に期待が高まっており、緑に関する社会資本整備の新しい観点として取組が進められています。

また、都市部での貴重な緑である「都市農地」について、平成27年の都市農業振興基本法の制定や平成29年の都市緑地法の改正により、「農地」が都市緑地法の諸制度の対象になるなど、位置づけが変化してきました。

[国の主な動向]

平成27年	国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画策定（グリーンインフラの推進を明記）
//	都市農業振興基本法制定
平成29年	都市緑地法改正（「農地」が都市緑地法の諸制度の対象に）
//	生産緑地法改正
平成30年	国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」
//	都市農地の貸借の円滑化に関する法律
令和元年	グリーンインフラ推進戦略

[グリーンインフラの考え方]



● 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

● 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省グリーンインフラポータルサイト

[都市農地の主な役割]

Ⅶ. 都市農業の多様な役割

○ 都市農業は、①新鮮な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土・環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしている。

① 新鮮な農産物の供給



消費者が求める新鮮な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供の等の役割

② 身近な農業体験・交流の場



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割

③ 災害時の防災空間



火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割

④ 心やすらぐ緑地空間



緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

⑤ 国土・環境の保全



都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割

⑥ 都市住民の農業への理解の醸成



身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

出典：農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」

(2) 公園の主役が行政から地域・市民・企業へ

規制で縛られた公園が規制緩和により民間活力による整備・管理・活用へ転換中です。
また、誰もが利用しやすいユニバーサルな空間づくりが推奨されています。

[国の主な動向]

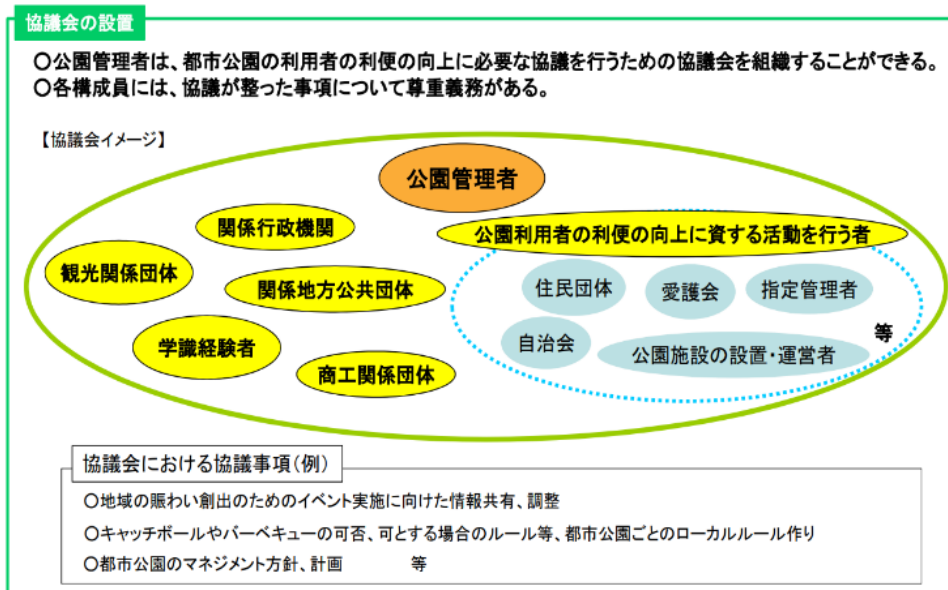
平成 29 年	P-PFI 制度、公園協議会制度創設
令和 4 年	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂

[P-PFI のイメージ]



出典：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

[公園協議会の考え方]



出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」

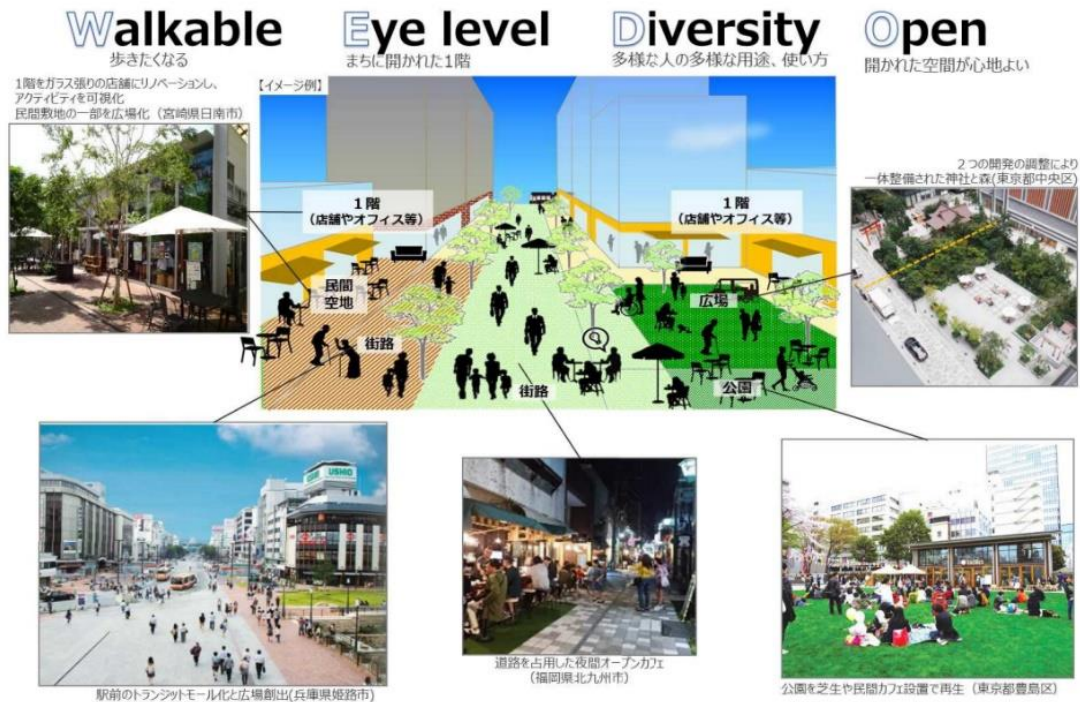
(3) 魅力ある歩きたくなるまちづくり

街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められています。これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっており、緑空間の整備・活用と人のにぎわいを生む都市計画、文化行政、健康福祉分野等と関連性は非常に深く、魅力ある歩きたくなるまちづくりに向けて、分野間での横断的な取組が期待されています。

[国の主な動向]

令和2年	都市再生特別措置法改正（ウォーカブルの推進）
令和3年	文化庁「文化財保存活用地域計画の策定に関する指針」
//	スポーツ庁「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」創設

[ウォーカブル推進都市のイメージ]



出典：国土交通省「ウォーカブル推進都市のイメージ」

(4) 持続可能な世界に向けた動き

2030年に向けた持続可能な開発目標（SDGs）が国際的に合意されています。気候変動問題の解決に向けて2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）を目標に国家的な取組が進行中です。まちのデジタル化と合わせ、みどり空間でもICT活用が期待されています。

[国の主な動向]

平成27年	SDGs採択
//	COP21において「パリ協定」採択（途上国を含む全ての主要排出国がCO2排出削減努力の枠組み対象に）
令和2年	「2050年カーボンニュートラル宣言」
//	スーパーシティ法成立

[SDGsとは]

持続可能な開発目標（SDGs）

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**。（その下に、169のターゲット、231の指標が決められている。）

The image displays the 17 Sustainable Development Goals (SDGs) icons arranged in a grid. To the right of the icons are five blue boxes listing their characteristics:

- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

前身：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）

- ▶ 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したものの。
- ▶ 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
 - ① 貧困・飢餓、② 初等教育、③ 女性、④ 乳幼児、⑤ 妊産婦、⑥ 疾病、⑦ 環境、⑧ 連帯

MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 極度の貧困半減（目標①）やHIV・マラリア対策（同⑥）等を達成。
 乳幼児や妊産婦の死亡率削減（同④、⑤）は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

出典：外務省「Japan SDGs Action Platform」

第2章 緑の現状と課題

2-1. まちの概要

(1) 本市の特性

本市は徳島県の東部に位置し、市内北部を流れる吉野川とその支流が作り育てた三角州に発展した中核的都市であり、徳島県の県庁所在都市として、また、四国の東玄関として発展してきました。

四国一の大河である吉野川をはじめ勝浦川、園瀬川、新町川、助任川など大小あわせて134もの河川が流れ、他都市に類をみない水とともに発展してきた「水都」です。新町川と助任川に囲まれた中洲は「ひょうたん島」の愛称で親しまれています。また、東部は紀伊水道に臨み、大神子海岸や小松海岸、南部に中津峰山、ほぼ中央部に眉山や城山を有する自然豊かな都市です。

[本市の位置と主な自然資源]



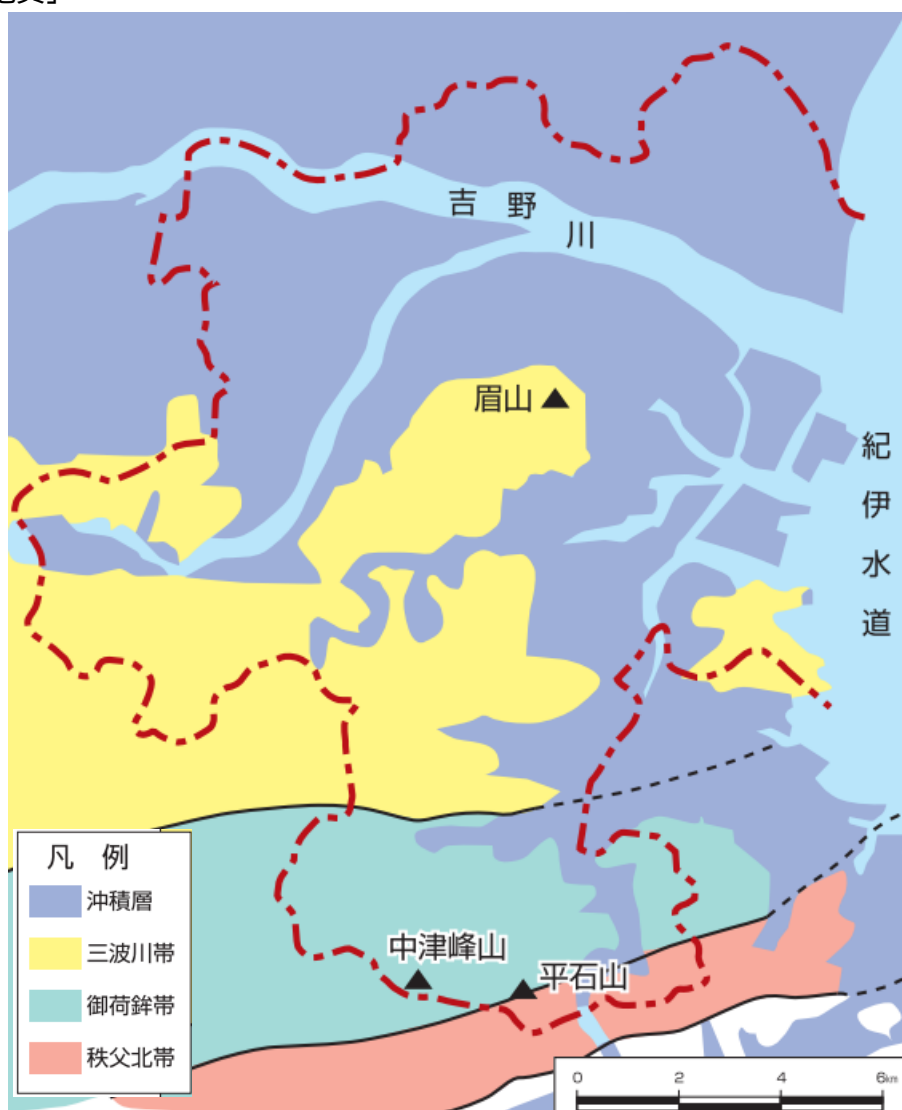
出典：基盤地図情報

(2) 地形・地質

本市の地形は、主に四国山地の東部にあたる山地と、吉野川や勝浦川による三角州、ファンデルタ、谷底低地などの平地から成り立っています。市域の南部には、四国山地に属する標高773.0mの中津峰山をはじめとする山々が見られるほか、市域のほぼ中央には本市のシンボリック的存在となっている眉山（標高290m）が存在します。また、市域の北部から中部は吉野川に沿って徳島平野が広がり、東端で砂丘海岸や岩礁性海岸へ続くなど、多様な地形を有しています。

本市の地質は、平野を形成している沖積層と、山地を形成している外帯と呼ばれる堆積岩層に大きく分けられます。吉野川による土砂の運搬・堆積の作用によって形成された沖積層は市域の北側に見られます。その南側に発達する堆積岩層は、北から三波川帯、御荷鉾帯、秩父北帯と呼ばれる地層構造の異なる3つの地帯に区分されています。

[本市の地質]



出典：徳島市の環境資源情報ガイドブック

(3)生態系

市域における動植物の生息状況に関する調査としては、文献での調査が主体となりますが、これまでに植物は172科 1,514種、鳥類55科 254種、両生類7科 14種、爬虫類8科 17種、哺乳類12科 25種、魚類71科 236種などが確認されています。そのうち、環境省レッドリストや徳島県版レッドリストなどに記載されている貴重な動植物については、412種が該当しています。

■眉山・城山

眉山は、本市のほぼ中心に位置する標高290mの山で、市域のどこからでも望むことができます。また、徳島城跡の城山についても、市街地に近く、徳島中央公園内にあることから市民に親しまれています。これらは、市街地に隣接した山地にも関わらず、多くの動植物が生息する森林環境が維持されています。

眉山は、主にコナラ林で覆われていますが、日本の重要な植物として特定植物群落にも選定されたシイ林(スダジイ)などの自然植生も見られます。ノシランなどの植物が生息するほか、昆虫のオオムラサキや哺乳類のテンなど森林性の動物が見られます。また、良好な樹林地に生息するアオゲラが確認されています。また、眉山周辺には、錦竜水、鳳翔水など多くの湧水があり、「眉山周辺の湧水群」として、とくしま市民遺産に選定されています。

城山には、全国的に見ても残存しているものが少なく、徳島県内では唯一となるホルトノキ群落があります。ホルトノキは常緑の広葉樹であり、「市の木」として制定されているほか、城山の原生林として徳島市指定天然記念物に指定されています。

一方、ホルトノキ群落は自然度の高い樹林ですが、規模が小さいため、樹林に生息する動物は少なく、昆虫ではアオスジアゲハ、爬虫類ではトカゲやヒバカリといった周辺を市街地に囲まれている環境を反映した動物が生息しています。

■吉野川・勝浦川

吉野川は「四国三郎」とも呼ばれ、全長194kmの日本を代表する河川の一つであり、勝浦川も全長49kmの県内の二級河川の中で最も大きい河川です。

本市は、この吉野川と勝浦川に代表される河川の三角州で発展してきた都市ですが、これらの川が海に注ぐ河口部には、まとまった規模の干潟が見られ、環境省の日本の重要湿地500に選定されるなど、多種多様な生き物の重要な生息地になるとともに、水の浄化にも大きな役割を果たしています。

吉野川の河口域は、川幅が広く、水際にはヨシ地を伴う干潟、砂浜が発達し、大規模な中州があるなど、豊かな自然が残されています。中州や干潟では、越冬地への移動途中であるハマシギやダイゼンなどのシギ・チドリ類だけでなく、マガモやヒドリガモなどのカモ類、ユリカモメやカワウ、サギ類、ミサゴなど多くの水鳥を見ることができます。吉野川大橋から下流の河口域は「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加するなど、渡り鳥の渡来地として、世界的にもその重要性が認められています。そのほか、生息数が全国的に減少しているシオマネキやハクセンシオマネキをはじめ、チゴガニやコメツキ

ガニなど底生動物やトビハゼなどの貴重な魚類も見ることができます。また、吉野川河口や北岸堤防からの眺め、冬から晩春にかけて行われるシラスウナギ漁の風景は、とくしま市民遺産に選定されています。

勝浦川の河口には、干潟とともに塩性湿地に大規模なヨシ群落やハママツナーハマサジ群落が見られます。吉野川の河口付近と比較すると砂浜が少ないため、海浜性の動植物はあまり見られませんが、昆虫類では、ヤマトメテントウ、哺乳類ではカヤネズミなど草地に適応した種が確認されています。また、魚類では、干潟を好むトビハゼをはじめ、クボハゼ、エドハゼ、ヒモハゼなどのハゼの仲間が多いという特徴があります。これは、勝浦川河口の干潟と塩性湿地が重要な生息場になっているためと考えられます。

出典：徳島市環境基本計画、徳島市の環境資源情報ガイドブック、徳島市環境報告書-令和3年度版-

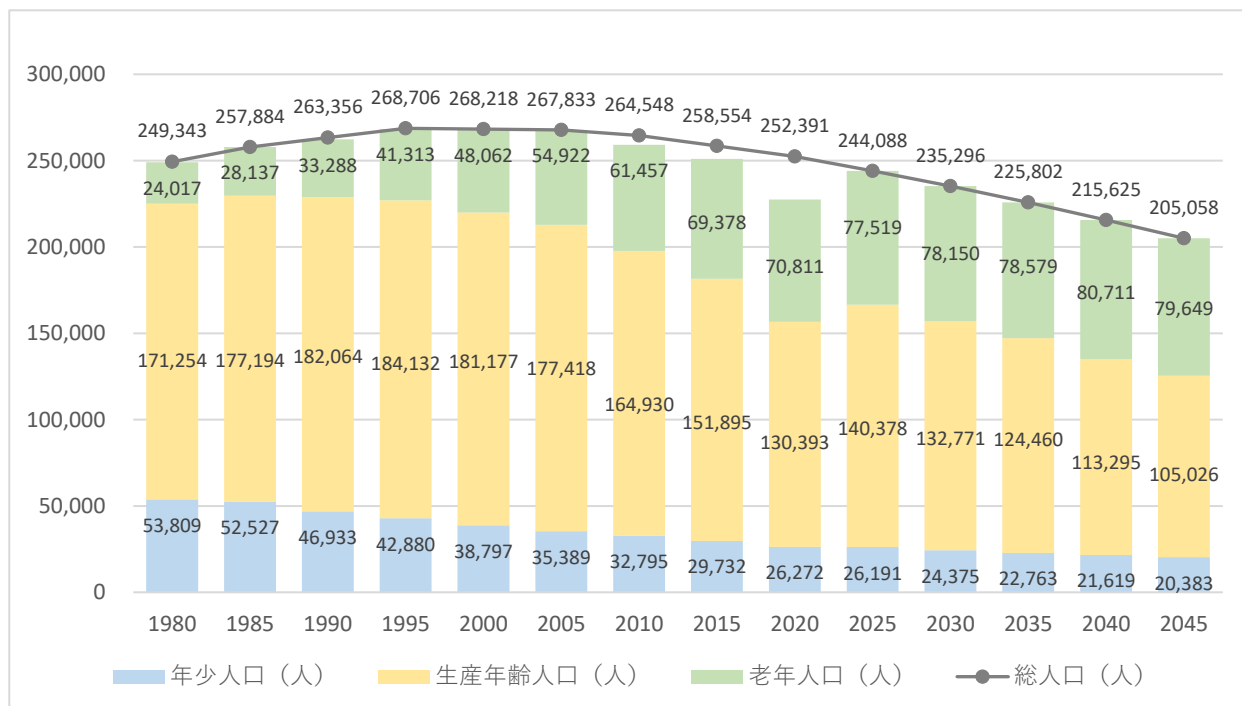
(4) まちの規模

本市は面積 191.52 km² (令和3年10月1日現在)、人口 252,391 人 (令和2年国勢調査) となっています。

全国的な人口減少の傾向と同様に、本市においても、平成7年をピークに人口の減少が始まっており、国立社会保障・人口問題研究所による推計によれば、2045年には205,058人となり、高齢化率は約38.84%になると推計されており、今後長期的な人口減少、高齢者人口の増加が見込まれています。

[人口推移]

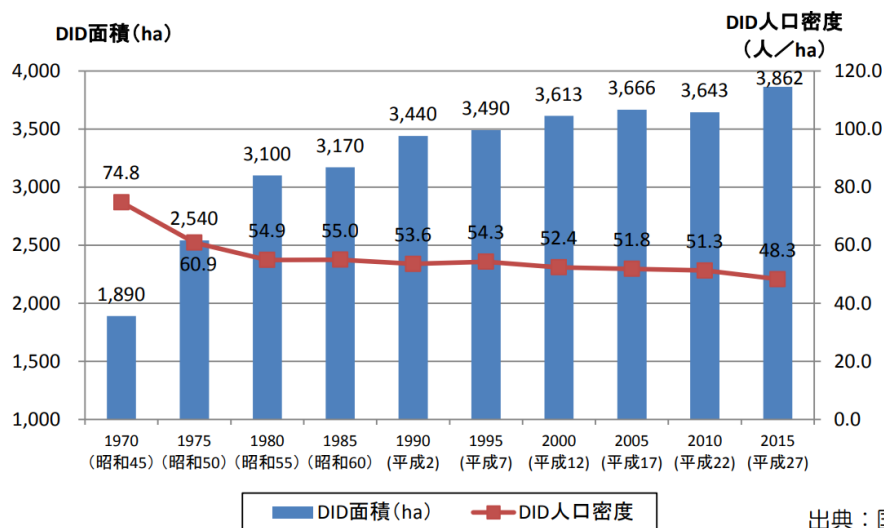
(人)



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

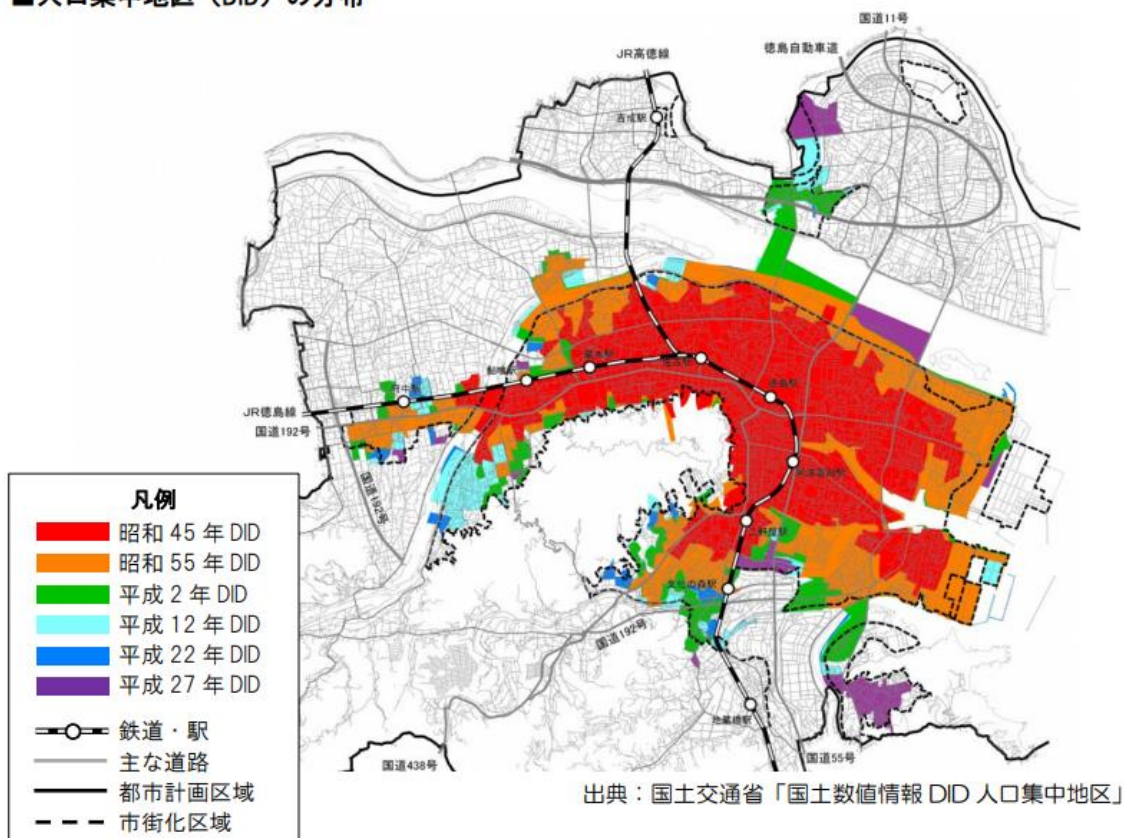
また、昭和 45 年以降、DID（人口集中地区）面積は広がりを見せているものの、人口密度は減少を続けており、人口の減少に対して都市の拡散が進んでいます。

■人口集中地区（DID）の推移



出典：国勢調査

■人口集中地区（DID）の分布

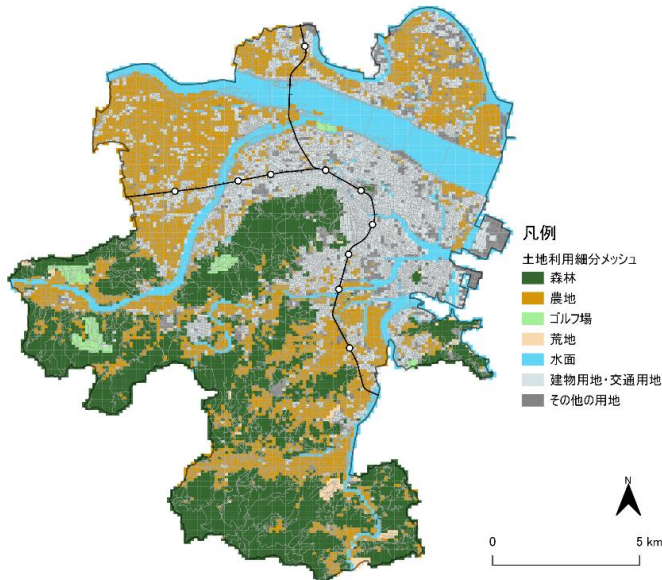


(5) 土地利用

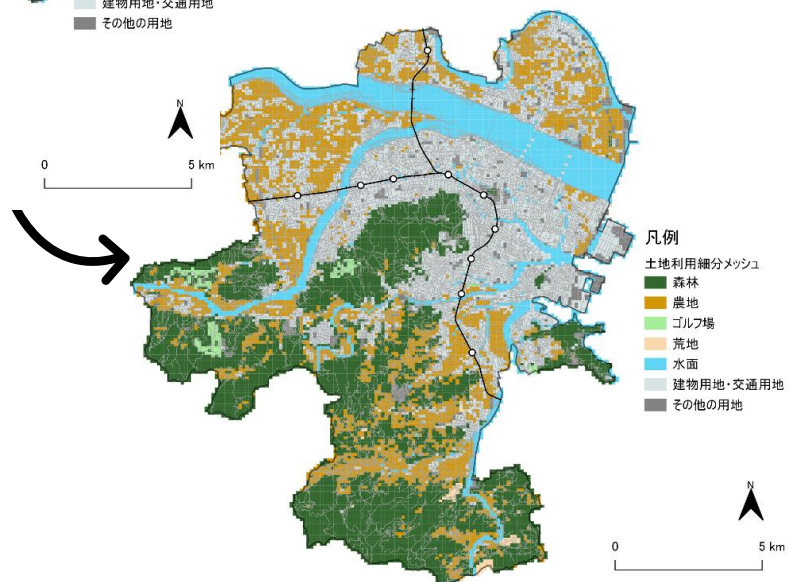
土地利用はおよそ15年の間でも変化が読み取れます。大きな傾向として、建物用地・交通用地の割合が増加する一方で、農地の割合の減少が顕著です。

[土地利用の変化]

平成18年(2006年)



令和3年(2021年)



構成比の変化

種目	平成18年 (2006年)	令和3年 (2021年)	増減
森林	30.8%	31.1%	+ 0.23
農地	28.2%	22.2%	- 5.96
ゴルフ場	1.1%	0.7%	- 0.38
荒地	0.8%	0.4%	- 0.43
水面	13.8%	14.1%	+ 0.30
建物用地・交通用地	20.2%	28.3%	+ 8.04
その他の用地	5.1%	3.3%	- 1.80
合計	100.0%	100.0%	

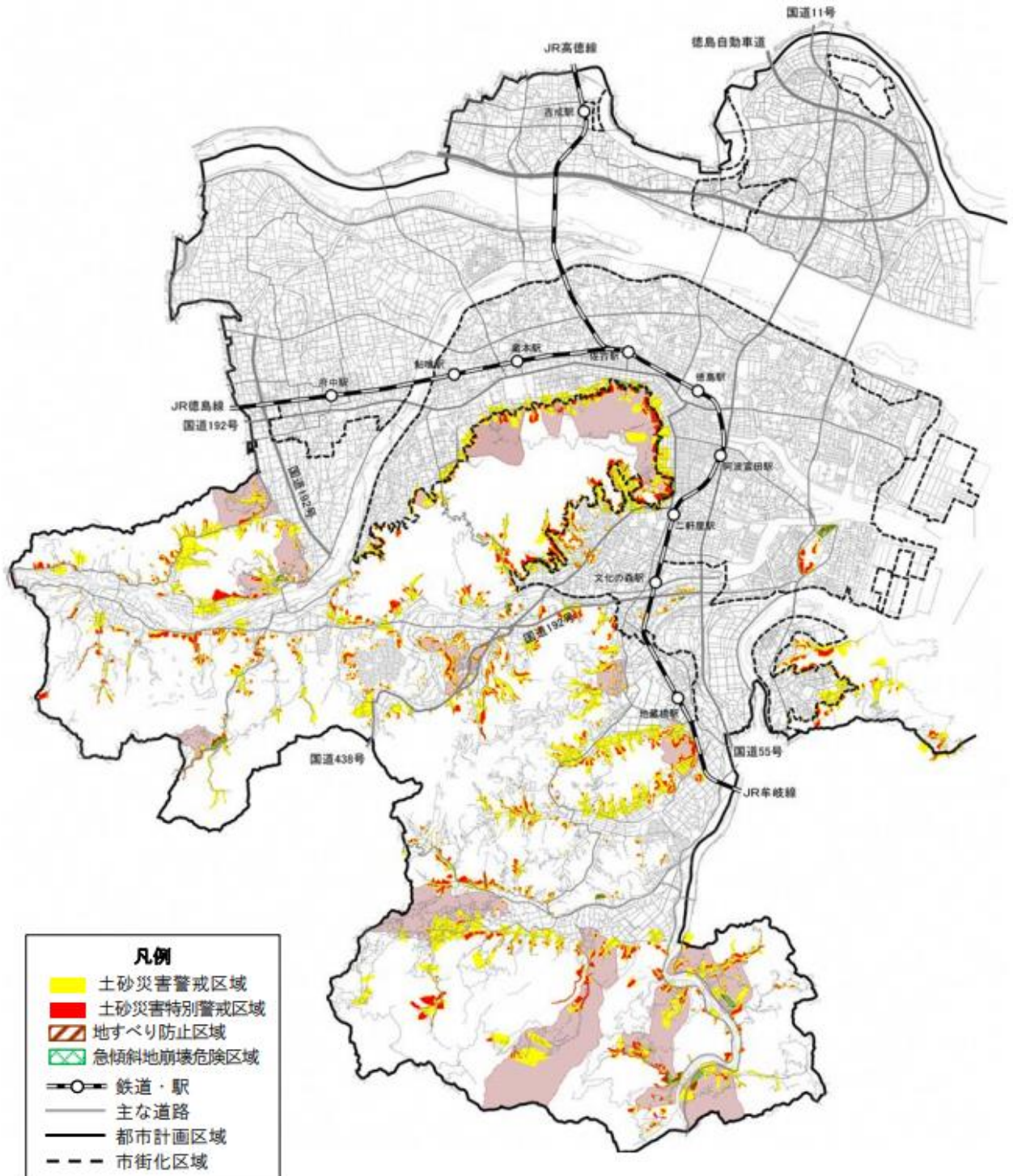
出典：国土数値情報

(6) 災害リスク

■土砂災害

がけ崩れ、土石流、地すべりなど、土砂災害の恐れのある区域を図示しています。市街化区域においては、主に眉山の山裾などに分布しています。

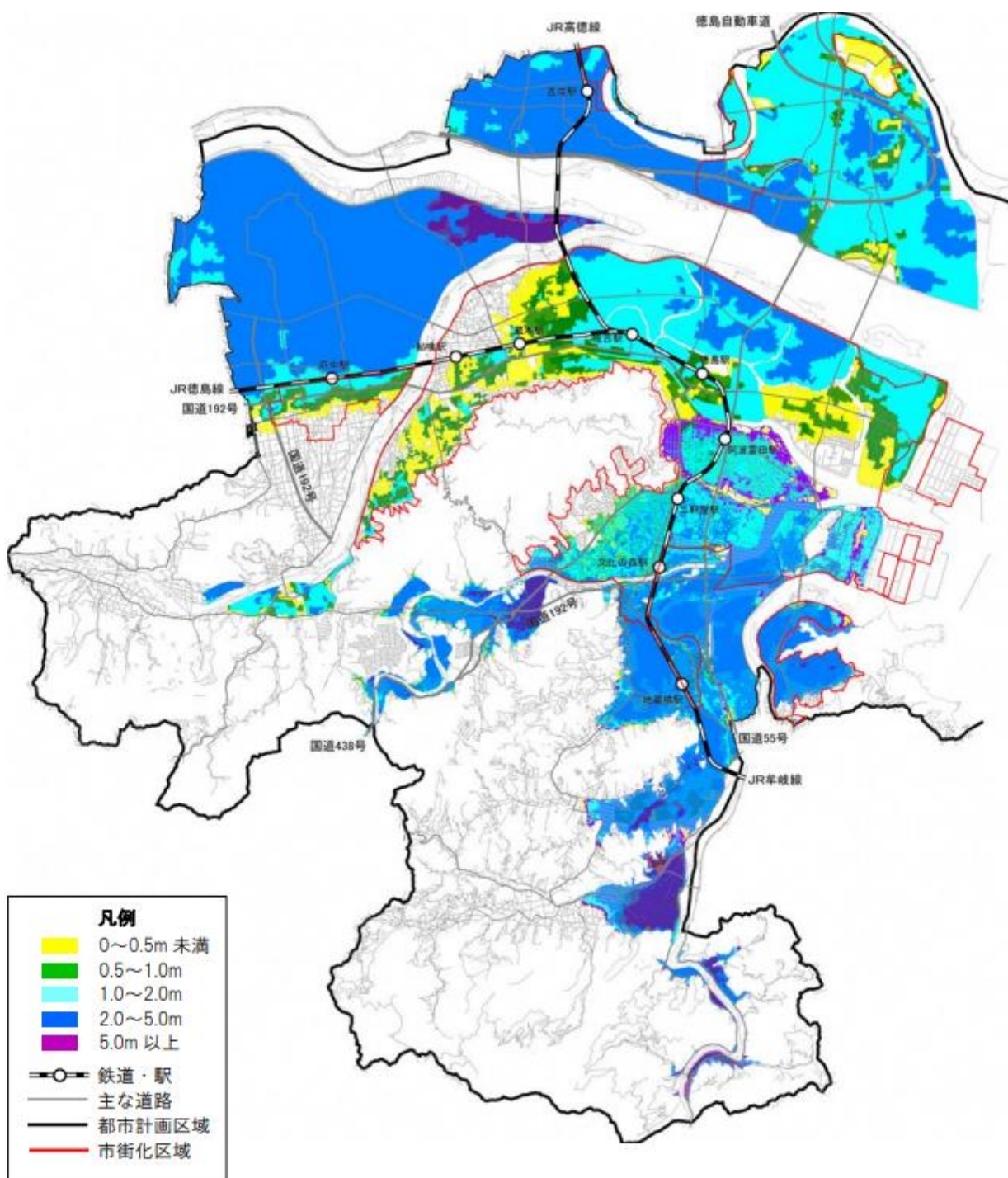
[土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域]



■洪水浸水想定区域

河川のはん濫により、浸水が想定される区域とその深さを図示しています。区域指定の前提となる各河川流域の降雨量は、吉野川（48時間 765mm）、鮎喰川（24時間 742mm）、飯尾川（24時間 285mm）、勝浦川（24時間 1,115mm）、園瀬川（6時間 592mm）となっています。

[洪水浸水想定区域]



2-2. 緑の現況

(1) 緑地現況

①自然緑地の現況

平成30年の緑の土地利用は、市域面積(19,139ha)の約64.7%を占めており、自然豊かな地域になっています。市街化区域(3,918ha)に占める緑の土地利用の割合は20.4%であり、緑の土地利用の大半は市街化調整区域に偏っています。

内訳をみると、最も多いのが山林29.6%(市域面積に対する割合)で、次いで農地22.3%、水面8.3%となっており、緑地のほとんどを自然的土地利用が占めています。市街化区域内では、農地が1.6%と最も多く、次いで、水面が1.1%、学校、企業等の緑地が0.7%、公園緑地が0.4%となっています。

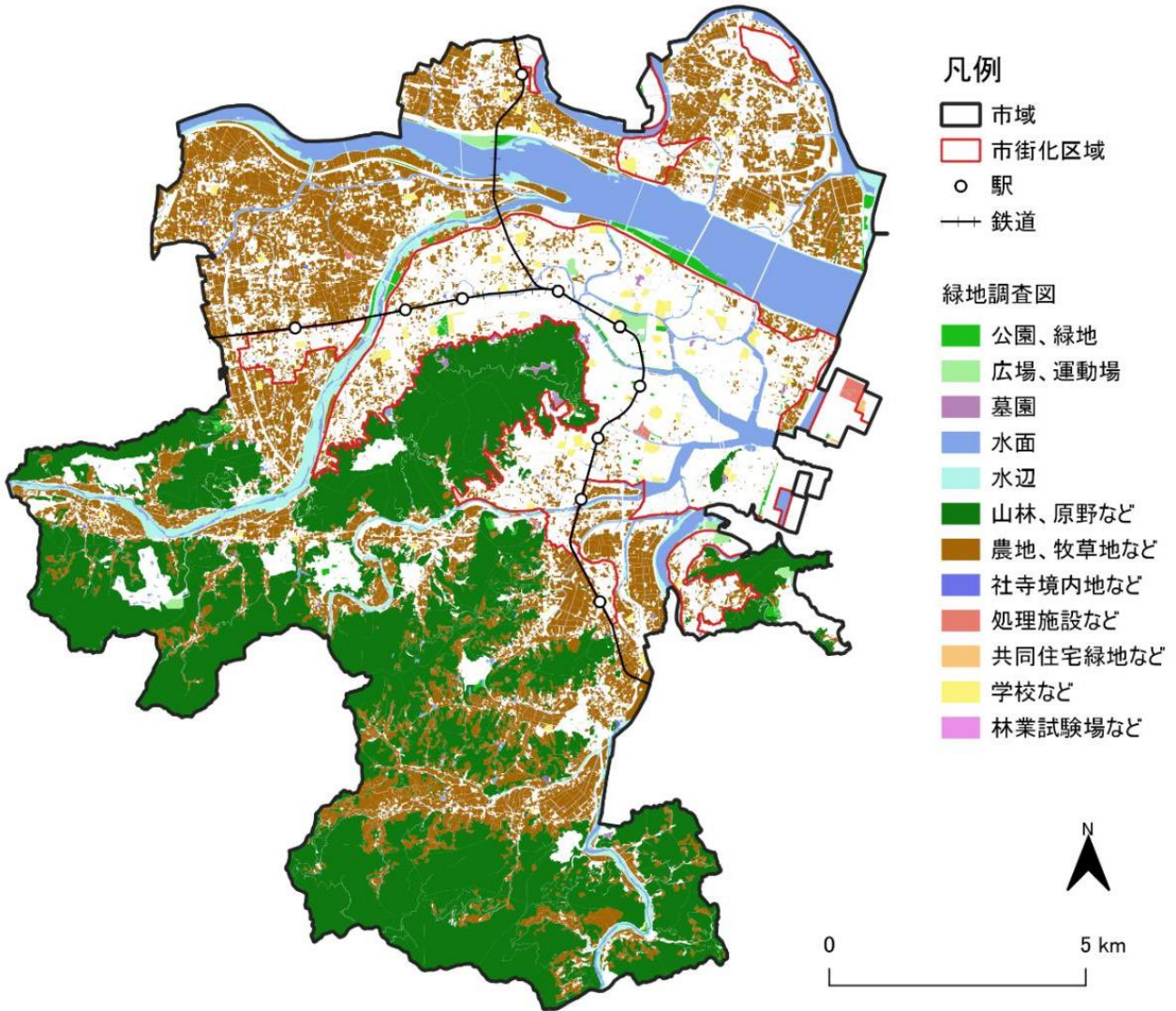
[緑地現況]

単位:ha

	市街化区域			市街化調整区域 D	都市計画区域 E=C+D
	人口集中地区 A	その他 B	計 C=A+B		
公園、緑地、広場、運動、墓園等	63.5	13.6	77.1	130.4	207.5
水面(河川、湖沼、水路)	160.6	56.5	217.1	1,378.4	1,595.6
水辺(海浜、河岸、湖畔)	2.7	0.9	3.6	444.0	447.6
山林、原野 その他これらに類するもの	22.7	20.7	43.4	5,617.6	5,660.9
農地、牧草地 その他これらに類するもの	225.9	78.3	304.2	3,963.6	4,267.8
社寺境内地、墓地 その他これらに類するもの	2.8	3.1	5.8	11.5	17.3
給排水その他処理施設等の公共 公益施設附属緑地	5.4	15.4	20.8	5.7	26.5
遊園地、施設公園、施設分区分園 その他これらに類する施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同住宅緑地、工場緑地 その他これらに類する施設	1.0	1.3	2.3	3.7	6.1
学校、企業厚生施設 その他これらに類する施設	122.2	2.9	125.1	34.6	159.7
林業試験場、農業試験場 その他これらに類する試験場、研究所	0.0	1.2	1.2	0.0	1.2
合 計	606.7	193.8	800.5	11,589.6	12,390.1

出典：H30 都市計画基礎調査・緑地現況調査

[緑地調査図]



出典：H30 都市計画基礎調査

②都市公園の現況

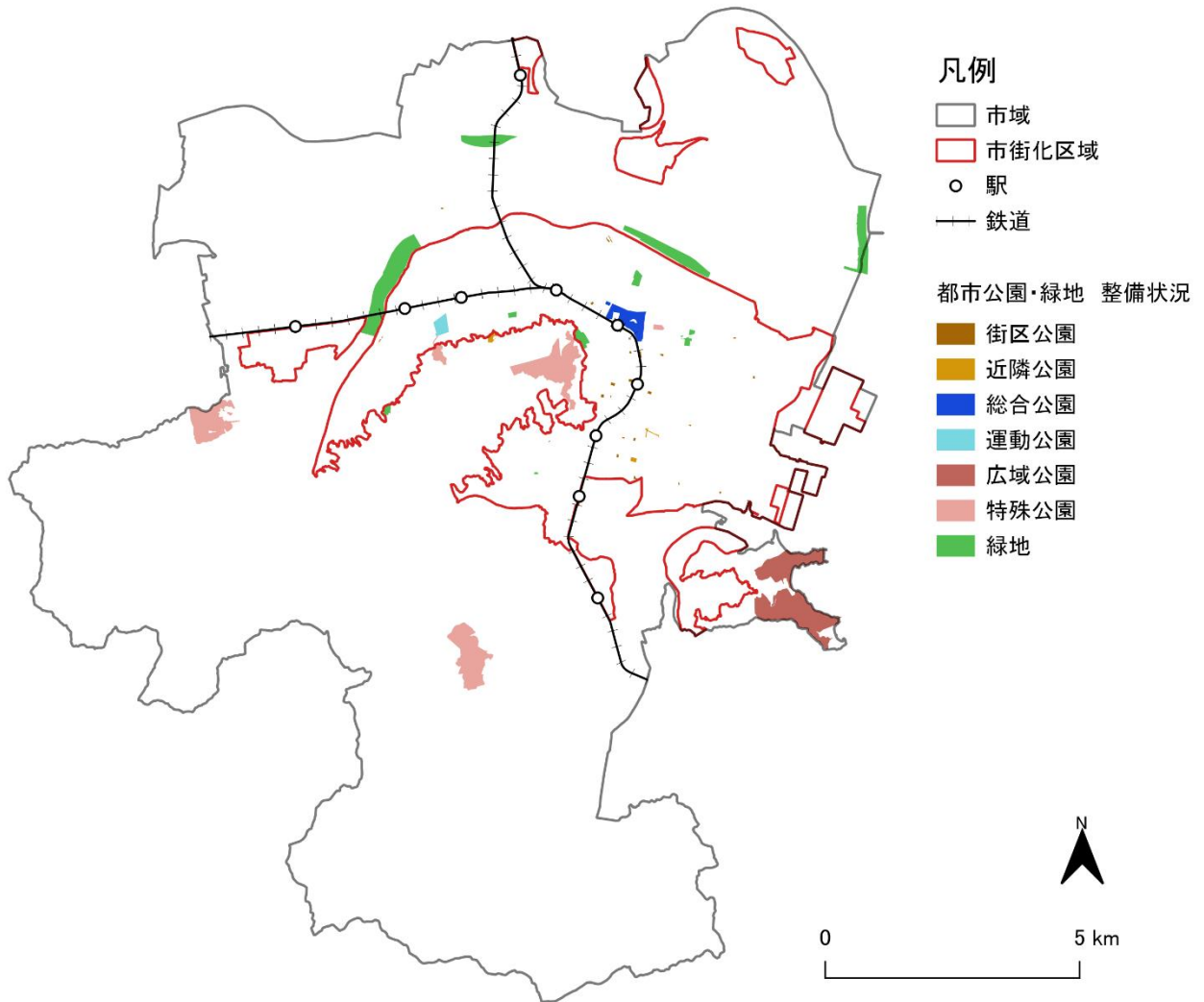
令和4年4月1日時点で、都市公園の整備状況をみると、本市管理の都市公園は122箇所、面積2,231,612㎡となっています。また、徳島県管理の都市公園は4箇所、面積1,000,382㎡で、市管理公園と合わせた市民一人当たりの公園面積※は12.93㎡/人です。これは、令和3年3月31日現在の全国都道府県の都市公園(カントリーパーク、都市緑地等を含む)の全国一人当たりの公園面積10.7㎡/人を上回っています。

[都市公園整備状況]

管理主体	種 別		面積 (㎡)	箇所数
市管理公園	住区基幹公園	街区公園	136,880	98
		近隣公園	52,904	4
		地区公園	116,384	3
	都市基幹公園	総合公園	200,262	1
	特殊公園	風致公園	339,163	3
		動植物公園	589,000	1
		歴史公園	192,800	1
	緑地	都市計画緑地	604,219	11
総 計		2,231,612	122	
県管理公園	住区基幹公園	地区公園	37,793	1
	都市基幹公園	総合公園	286,938	1
		運動公園	91,000	1
	大規模公園	広域公園	584,651	1
総 計		1,000,382	4	
都市公園			3,231,994	125

※一人当たり公園面積=3,231,994㎡÷249,962人(令和4年4月1日時点の住民基本台帳人口の数値)=12.93㎡/人
 ※新町川公園(地区公園)は市管理と県管理が重複するため、1箇所(合計2箇所)としてカウント

[都市公園・緑地 整備状況]



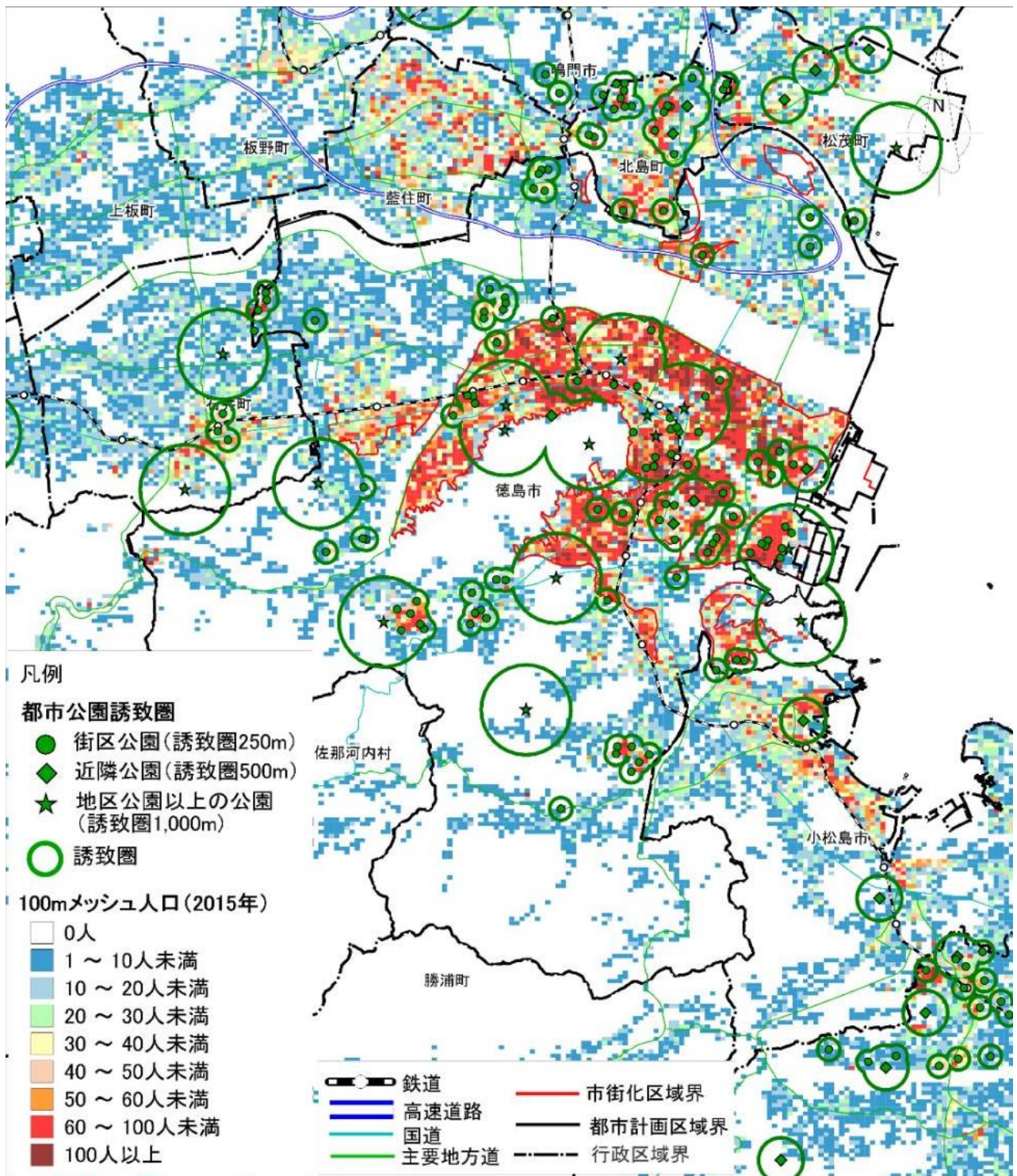
出典：H30 都市計画基礎調査

都市公園誘致圏をみると、人口が集中する市街化区域内は、5割近くカバーされています。次頁の地図において、赤いメッシュの部分で、かつ緑色の誘致圏の中に入っていないエリアは、人口が多いが身近な公園がない地域であるため、オープンな公共スペースとして公園配置を検討する必要があります。

[都市公園カバー圏域率（平成 27 年）]

	面積 A (ha)	人口総数 B (人)	公園カバー 圏域面積 C (ha)	公園カバー 圏域面積率 C/A×100 (%)	公園カバー 圏域人口 D (人)	公園カバー 圏域人口率 D/B×100 (%)
行政区域	19,139.0	258,554	4,299.8	22.5	132,113	51.1
都市計画区域	19,139.0	258,554	4,299.8	22.5	132,113	51.1
市街化区域	3,918.0	199,279	1,874.9	47.9	115,947	58.2
市街化調整区域	15,221.0	59,275	2,424.9	15.9	16,166	27.3

出典：国土数値情報(都市公園・平成 22 年)、平成 27 年国勢調査 4 次メッシュ集計
 ※公園カバー圏域面積は、下記で示した誘致圏のエリアを GIS 上で計測した面積である。
 ※公園カバー人口は、公園誘致圏と重なる 100m メッシュ人口の集計値である。



2 0 2 4 6 8km

出典：R1 都市計画基礎調査（分析）

③主な法適用現況

■風致地区（都市計画法）

本市における風致地区は、眉山風致地区、城山風致地区、日の峯大神子風致地区、小松風致地区の4地区1,022ha（市域面積の5.3%）が指定されています。

徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例及び同施行規則を平成26年12月に公布し、平成27年4月1日から施行し、風致の維持に影響を及ぼす建築行為、宅地の造成、木竹の伐採などに対する規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

[風致地区の指定状況]

告示年月日	名称	面積 (ha)	備考
昭和15年5月3日	眉山風致地区	約 1,130	
	城山風致地区	約 31	
	沖洲風致地区	約 66	
	津田風致地区	約 41	
昭和18年12月	戦争のため停止		
昭和21年10月8日	復活		
昭和46年10月15日	眉山風致地区	約 794	○新都市計画法の見直しの結果、沖洲・津田両風致地区を廃止し、小松風致地区を指定 ○旧日の峯大神子風致地区を拡大 ○（ ）内は全体の指定面積
	城山風致地区	約 21	
	小松風致地区	約 25	
	日の峯大神子風致地区	約 182(260)	
計	4地区	約 1,022	

■自然公園（自然公園法）

徳島県が自然公園として指定している東山溪県立自然公園は、本市の南西部にあり、本市西部の西龍王山を中心とする一帯と本市南部の名東郡佐那河内村・勝浦郡勝浦町にまたがる中津峰山一帯、阿南市・那賀郡那賀町の大龍寺山と那賀川溪谷周辺の3地区からなっています。本市域では多家良、入田・上八万の地域の山林が指定され、指定地域内には、一宮城跡、如意輪寺、八多五滝などの景勝地や古社寺・旧跡が多く見られます。

■保存樹木等（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律および条例）

本市は、昭和49年4月1日に施行された「徳島市緑化条例」に基づき、市内に点在する風致景観的樹林や古樹・大樹を保存するため、所有者や管理者の同意のもとに本市の保存樹木等として指定し、維持管理の奨励を行っています。

令和3年度末の指定状況は、保存樹木等はイチヨウやクスノキ等をはじめとする33件が指定されており、社寺林等を対象としています。

■農業振興地域

農業振興地域制度は農業振興地域の整備に関する法律により、農業上の土地利用のゾーニングが設定されるものです。このうち農業振興地域農用地は、農業上の利用を図るべき土地の区域として転用が禁止されます。

■地域森林計画対象民有林（森林法）

都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のことです。地域森林計画では、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する事項や、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項など、保全管理に関する基本的な事項を定めます。

■保安林（森林法）

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

◆その他の関連法適用

■天然記念物（文化財保護法）

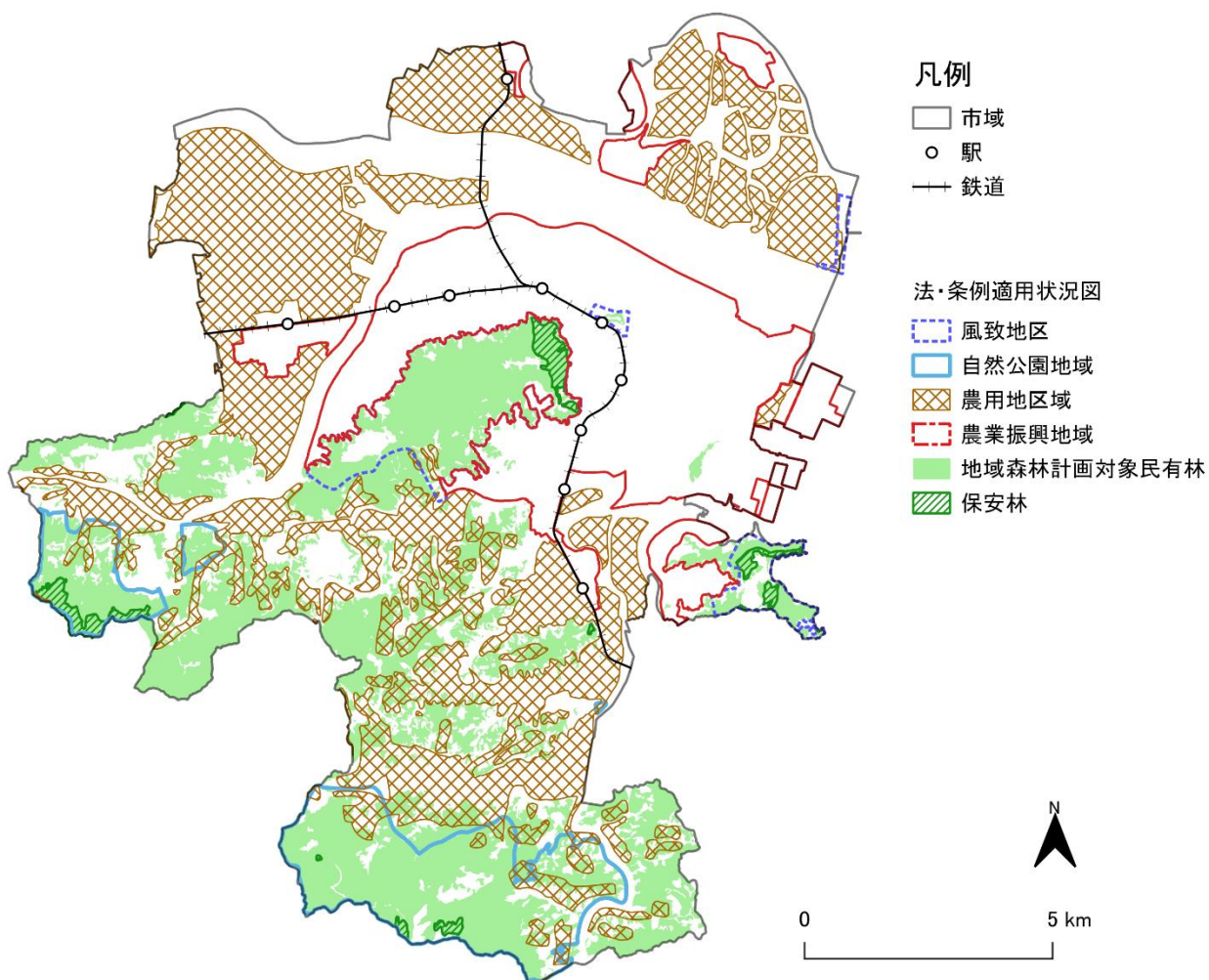
本市では、昭和 36 年 5 月 30 日に徳島市文化財保護条例を定め、本市内にある文化財及び天然記念物の保存・活用に努めています。

[市指定文化財（天然記念物）]

名称	員数	指定年月日	所在
城山の原生林	—	昭和 38 年 4 月 27 日	徳島町
春日の大樟	1 本	昭和 38 年 4 月 27 日	入田町
速雨神社のクスノキ	1 樹	平成 14 年 2 月 25 日	八多町
別宮八幡神社のクスノキ	1 樹	平成 14 年 2 月 25 日	応神町

令和 3 年 4 月 1 日現在

[法・条例適用状況図]



出典：国土数値情報

(2) 景観特性

本市は吉野川等大小の河川が網目状に流れ込んでおり、中心部がこれらの河川によって環濠上に囲まれているなど、他都市にはない個性的な都市景観を形成しています。これらは様々な水辺の風景を創出しており、大岡川や助任川には、藩政時代に築かれた水辺の石積みの堤や松並木などの歴史的な風景が見られるほか、新町川の沿川には親水機能を持った都市公園が整備され、市民の憩いの場として親しまれています。臨海部では、昔ながらの自然景観を残す大神子・小神子海岸や小松海岸など多様な水辺景観が見られます。

市街地には、眉山や城山等の独立丘陵がランドマークとして存在しており、春は桜、秋には紅葉の名所として、四季を通じて市民に親しまれています。

[景観構成要素]

景観要素	自然的・歴史的景観資源	都市的景観資源
ランドマーク	●眉山 ●吉野川	●JR 徳島駅
面を構成する景観	●眉山風致地区 ●城山風致地区 ●小松風致地区 ●日の峯大神子風致地区 ●田・畑地・樹園地	●沖洲臨海部 (マリニピア沖洲)
点を構成する景観	●徳島城跡周辺 ●阿波十郎兵衛屋敷周辺 ●鎮守の森 ●古墳林	●阿波おどり会館 ●県庁前ヨットハーバーケンチョピア
線を構成する景観	●ひょうたん島沿岸周辺 ●吉野川水系 ●勝浦川水系 ●新町川水際公園等河川公園 ●大神子・小神子海岸周辺 ●小松海岸周辺	●新町橋通り周辺 ●四国縦貫自動車道 ●国道 11 号、55 号、192 号、438 号

(3) 市民の緑に関する活動を支援する取組

1) 緑化啓発事業（パークアドプト事業・花と緑のまちづくり事業）

■パークアドプト事業

公園緑地課が管理する公園及び緑地でのアドプト・プログラムで、公園などへの美化意識・愛護心の啓発を図るとともに市民参加によるまちづくりの推進に向け、平成18年度より取り組んでいます。令和3年度末現在、パークアドプト団体は37団体、事業登録人数1,362人になっています。

〈活動場所〉

- ・公園緑地課が管理する公園及び緑地

〈支援内容〉

- ・活動に必要な清掃用具などについて、活動内容を考慮して貸与
- ・ボランティア活動保険（ケガの補償・賠償責任の補償）への加入費を負担
- ・活動を顕彰するため、公園管理上支障のない場所に、パークアドプト表示板を設置

■花と緑のまちづくり事業

花と緑あふれるまちづくりを目指し、自発的かつ実践的な活動を行う団体に、年間5万円を限度として花苗・苗木・種子・球根・プランター・肥料などを助成し、行政と市民との協働による美しいまちづくりに向け、平成15年度より実施しています。令和3年度末現在、花と緑のまちづくり事業団体数は35団体となっています。

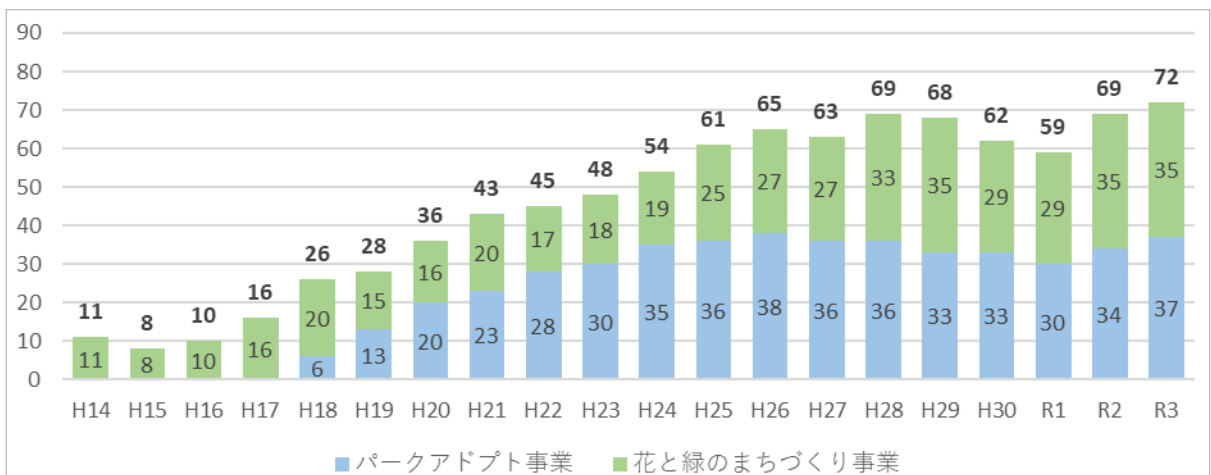
〈活動場所〉

- ・公園・公民館・コミュニティセンターなどの公共施設
- ・公衆用道路に面した民有地
- ・道路・河川などの公共用地

〈支援内容〉

- ・1団体・年間5万円を限度に、花苗・苗木・種子・球根・プランター・肥料などを助成。

[緑化啓発事業に関わる市民団体数の推移]



2) 徳島市 SDGs 公民連携プラットフォーム

人口減少・少子高齢化が進行する中、多様化する市民ニーズに対応するため、社会的責任の観点から地域貢献活動や SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) に資する取組を推進したいと考える民間企業等が持つ資源 (アイデア、ノウハウ、ネットワーク、資金等) と市の政策課題や連携ニーズを結びつけることにより、地域の課題解決や地域の活性化、市民サービスの充実のほか、市が進める施策の効果的な推進に資することを目的として、令和3年4月より、徳島市 SDGs 公民連携プラットフォームを構築しており、水と緑の環境についても、地域の課題解決に民間企業の知見を活かすことができる下地が整っています。

[徳島市 SDGs 公民連携プラットフォームロゴ]

徳島市 SDGs
公民連携
プラットフォーム



徳島市は 持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています

2-3. 市民意向

本市の緑に関する市民や事業者の意向を把握するために、市民意識調査と民間企業へのアンケート調査を実施し、アンケート結果からは次のようなことが明らかになりました。

(1) 市民等の緑に対する印象とニーズ

■緑環境に対する総合的な印象

—「緑が充足している」という評価はされていない

量の多さや満足度からみると、充実しているという評価はあまりされていないと考えられます。

■量的なニーズ

—公共空間の緑へのニーズが高く、 残したい緑として多様な緑の保全へのニーズが高い

「増やしたい緑」については、公園や緑地、街路樹などの道路沿いの緑など公共空間の緑に対するニーズが高くなっています。一方で「残したい緑」になると、これらに加え、寺院や寺社、周辺の山地・丘陵地、河川空間、農地などに対するニーズも高くなっています。

■質的なニーズ

—環境・景観・防災に関する緑の役割に期待が高まっている

多面的な機能のうち環境・景観・防災に関する機能に期待が持たれています。具体的には大気や水質を浄化する機能、四季の移り変わりによる植物の変化から季節を感じさせるもの、都市の気温上昇（ヒートアイランド現象等）を和らげる機能、まちに風格や落ち着きを与えるまちなみの形成、洪水やがけ崩れなどの災害を防止する機能などです。

■市民活動

—身近な緑に関わる活動への参加意向が高い

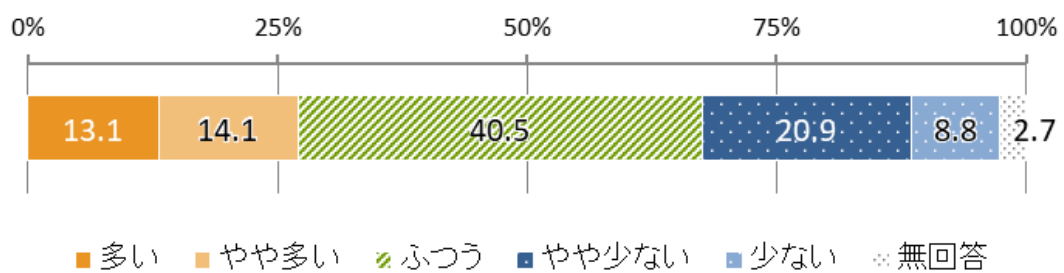
過去の経験や今後の意向としても身近な緑に関わる活動への意識が強く、自宅のベランダや玄関先を花や鉢植えで飾る、家庭菜園をつくる、身近な公園・道路・河川などの除草や清掃、維持管理を行うといった活動へのニーズが高いです。

(2) 市民へのアンケート調査結果概要

■アンケート実施概要

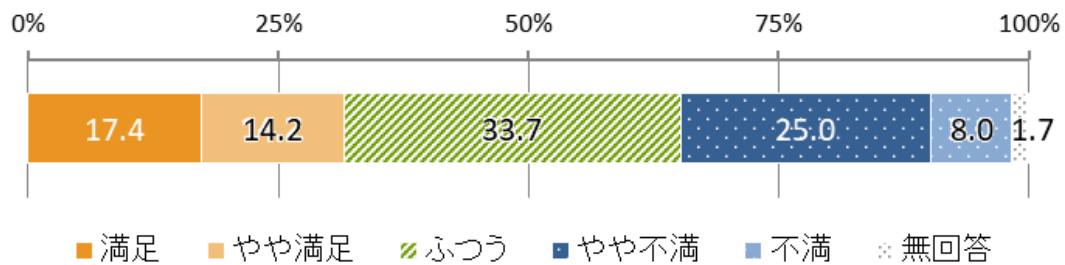
名称	第3回徳島市インターネットアンケート
実施日	令和4年10月1日～10月31日
実施手法	市ホームページ上でWEB回答フォームを作成し、イベント会場でのポスター掲示、TVや市報、市のLINE等での周知
総回答数	697名

①徳島市の緑の量に対する印象



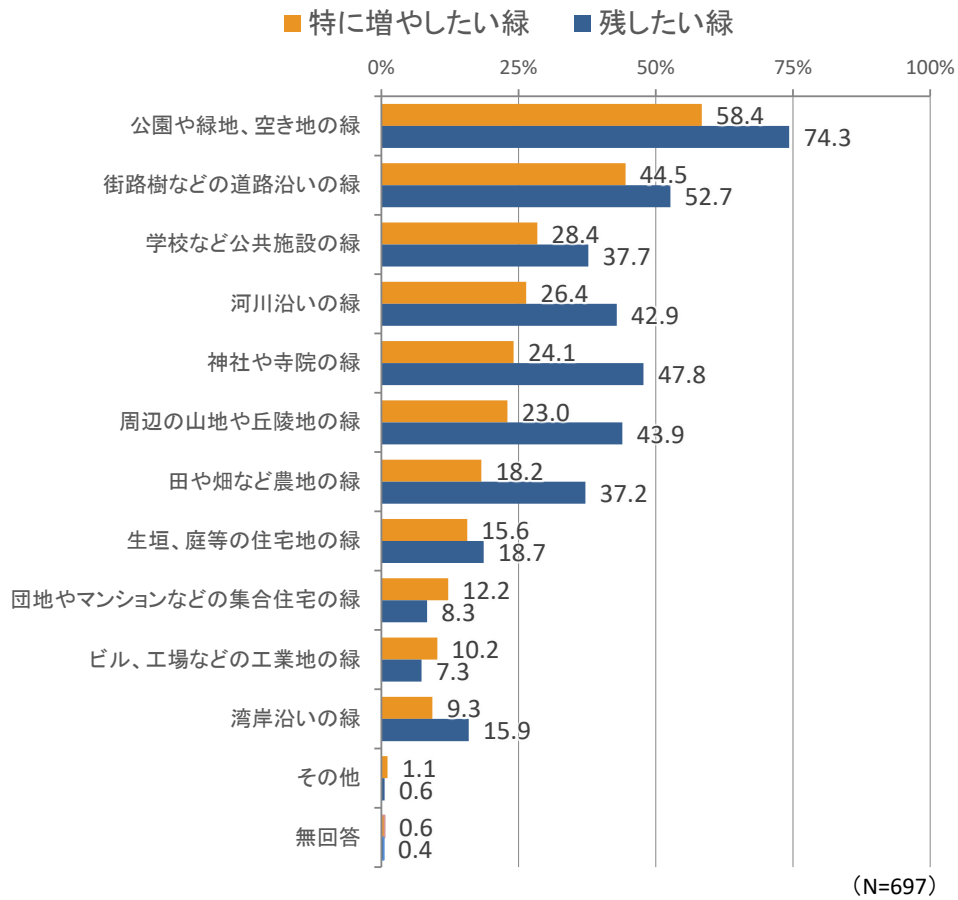
(N=697)

②徳島市の緑に対する満足度

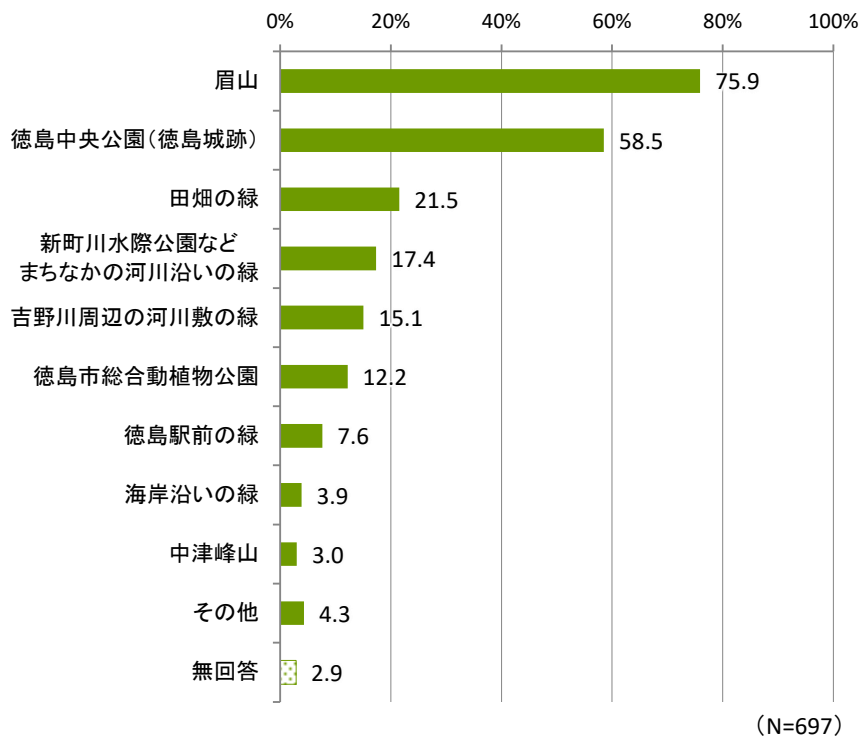


(N=697)

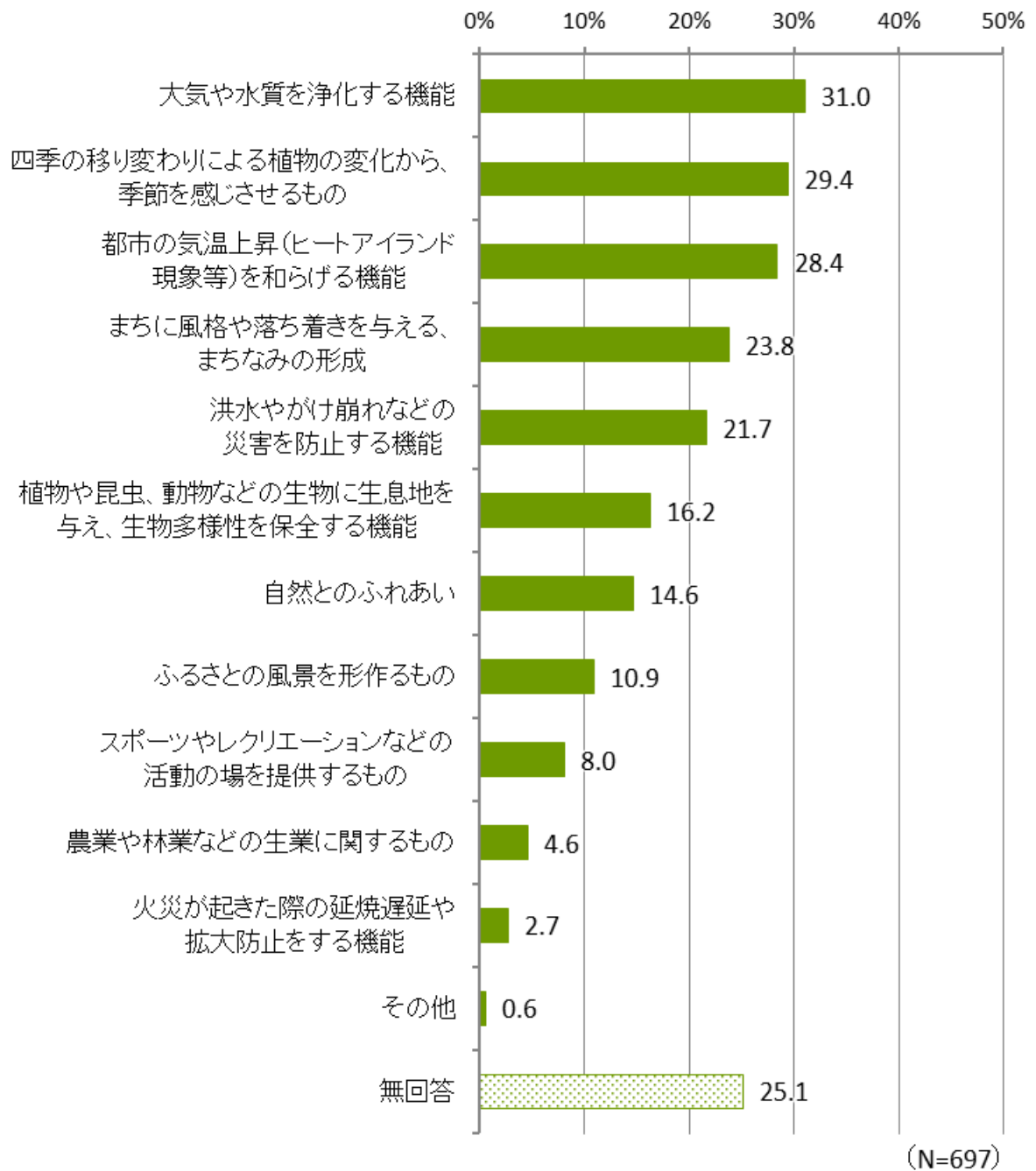
③残したい緑と特に増やしたい緑



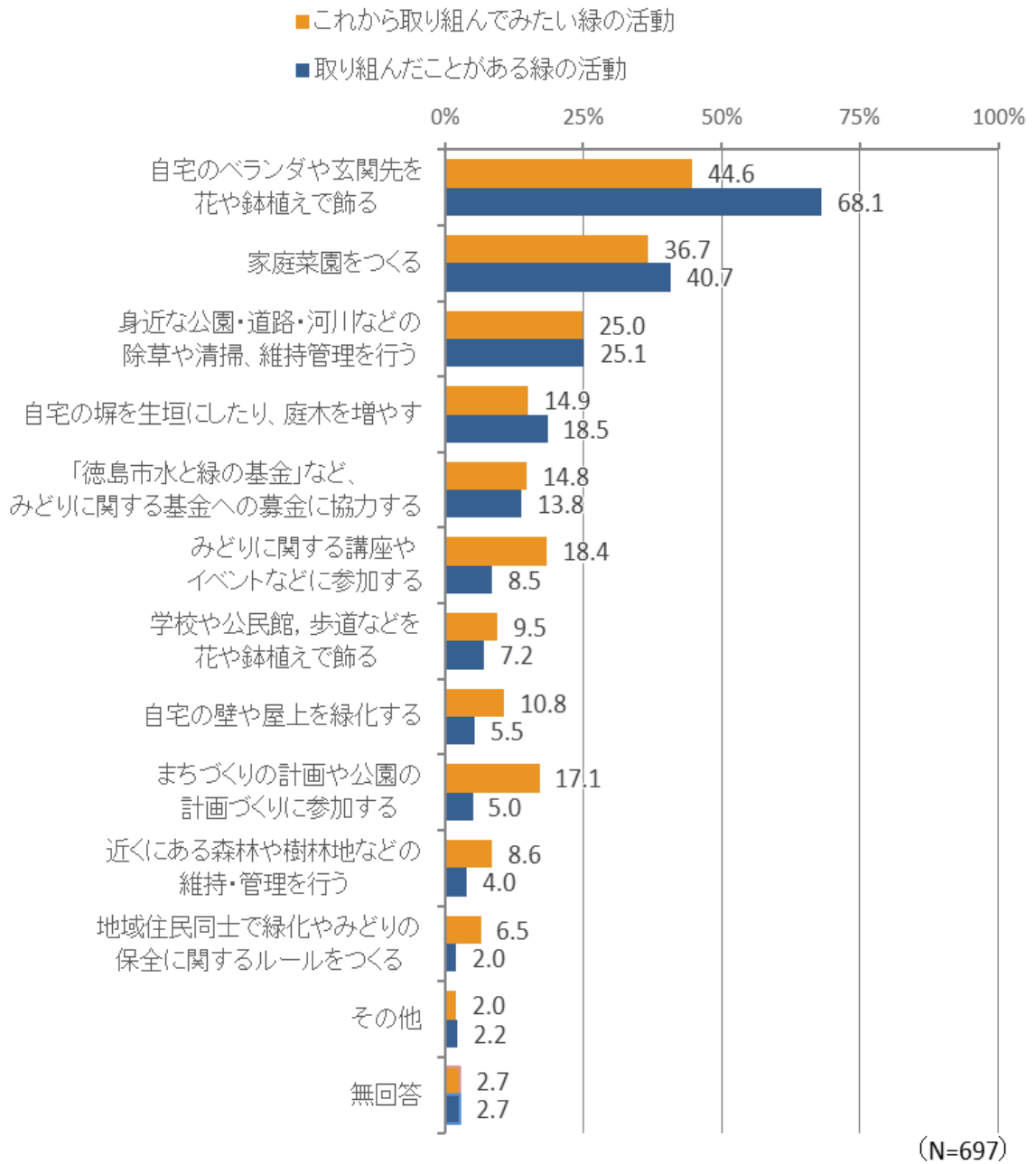
④徳島市を象徴すると思う緑



⑤緑の持つ多面的な機能のうち、特に重要視するもの



⑥緑に関する活動の取組状況と今後の意向



(3) 民間企業へのアンケート調査結果概要

■アンケート実施概要

名称	徳島市緑の基本計画改定にかかる民間企業へのアンケート調査
実施日	令和4年10月13日～11月11日
実施手法	本市「徳島市 SDGs 公民連携プラットフォーム」連携事業者に対して、メールにて配信
総回答数	1社

①現在の「緑の保全・創出、公園緑地の活用に関する活動」の状況について

- ・昭和町公園と津田公園にて月1回の清掃活動を実施。清掃活動最中に地元の方に挨拶やお礼の声を掛けてもらうことがあるなど、社会貢献に資する効果を感じている。

②「緑の保全・創出、公園緑地の活用に関する活動」への今後のかかわり方について

- ・緑の保全・創出活動を行う動機として、「従業員の意識・資質の向上につながること」、「地域住民や行政との良好な関係の構築に資すること」、「競合他社との差別化につながる活動であること」があげられている。
- ・今後の緑の保全・創出、公園緑地の活用について、「公園緑地でのイベントの実施」や「公園緑地内や周辺へのカフェなどの店舗やキッチンカーの出店」を本市とともにすでに検討されている。
- ・活動を行う上での課題としては、「ボランティア活動の意義・主旨が従業員にうまく伝わらないこと」が課題となっている。

2-4. 現状のまとめと課題

緑を取り巻く現状

都市規模の縮小が加速 緑へのニーズが変化

- ・昭和45年以降、DID面積は拡大しているが、人口密度は減少を続けており、人口の減少に対して都市の拡散が進む。
- ・市民意識調査より、環境・景観・防災など緑の多様な機能への期待が高まっている。

本市の魅力である緑が 失われつつある

- ・市民意識調査や関連計画において、吉野川をはじめとする河川、眉山やひょうたん島の緑や水が市の魅力として認知されている。
- ・一方で、緑の土地利用は、H12は74%、H30は64.7%と減少傾向にあり、特に農地は約19%減少している。

緑を取り巻く課題

○既存の公園・緑地の拡充・活用

- ・利用者のニーズ変化、多様化に合わせた既存の公園・緑地が持つ機能のアップデートと再配分が必要である。

○緑の多面的機能を踏まえた緑地の配置

- ・どこに、どのような緑が必要か、社会的なニーズの変化と今後の動向、公園・緑地の持つ多面的な機能をもとに検討する必要がある。

○徳島の魅力である自然環境の保全

- ・眉山等市街地の緑地や郊外の農地、市内を巡るように流れる河川など、本市の魅力である豊かな自然環境の保全が引き続き必要である。

○樹林地や農地の保全

- ・市内の緑地のほとんどを自然的土地利用が占めており、担い手不足の中、樹林地・農地の保全が必要。

緑を取り巻く現状

貴重な地域資源としての 緑への期待への対応

- ・市民意識調査より、緑が持つ様々な役割への期待が高まっている。
- ・市域のほとんどが洪水や高潮、土砂災害などの自然災害の被害を受ける危険性が高い地域に指定されている。

公園・緑地を支える 担い手が不足

- ・人口減少が進行し、公園や緑地の維持管理などへの関わり手が減少している。
- ・緑化活動や公園の美化活動を行う団体の数は年々増加傾向にあるが、団体の構成員の高齢化が進んでいる。
- ・徳島市 SDGs 公民連携プラットフォーム制度など、民間企業がまちの課題に解決に関わることができる下地が整っている。

緑を取り巻く課題

○市内の公園・緑地が持つ魅力の活用

- ・眉山や新町川、助任川をはじめとする自然資源を本市の魅力アップの材料として活用し、地域活性化につなげることが必要である。
- ・本市の顔として、市の魅力をさらに高めるための良好な市街地空間の形成が必要である。

○自然に触れて暮らすことによるウェルビーイングの創出

- ・様々な人が公園・緑地にアクセスし、過ごすことができる環境と整備が求められる。

○分野横断的に緑を支える仕組みづくりが必要

- ・民間事業者との連携プラットフォームを有し、協働のまちづくりの下地が構築されている。

○高齢化や人口減少による担い手不足への対応

- ・市民や企業の参画には緑の維持管理を目的とするだけでは限界があるため、利活用に向けた入り口整備など、利活用と維持管理を両軸で進めることが必要である。
- ・県庁所在都市として多くの企業、店舗、大学が集積していることから、多様な主体を巻き込むことが必要である。

○本市の緑に触れ、知る機会の創出

- ・担い手確保のきっかけとなるよう、多様な参加機会の提供や情報発信などの働きかけが引き続き必要である。

第3章 基本方針

3-1. 基本理念

本市は、四国最大の河川である吉野川をはじめ、まちなかを大小様々な河川が巡り、眉山やひょうたん島をはじめ市民に親しまれる水辺や緑が豊かな「水都」です。

これまでも本市では、水辺や公園、緑地、街路樹が都市環境のシンボルであり自然と共生する場として、市民と行政が連携しながら育まれ、守られてきました。

また、令和4年度に改定された総合計画においても、わくわく実感！水都とくしま「本市ならではの魅力があふれ、誰もが『このまちが好き』と感じられるわくわくするまち」が将来像として掲げられており、「水都」であることが、本市ならではの特性と魅力として捉えられています。

この「水都」を象徴する水と緑を取りまく環境は、人口減少・少子高齢化の進行や、激甚・頻発化する自然災害などにより、日々大きく変化してきています。

その変化の中、本市がこれからも人を惹きつけ、人々が笑顔で暮らし続けられる持続可能なまちであるためには、本市の大きな魅力である水辺と緑がまちなかにあふれ、つながり、大切に守られ、まちづくりの様々な場面で活かす仕組みを市民と行政が連携で支えることが必要です。

そこで、本市が目指すべき水と緑の将来像を次のとおり掲げます。

まちなかにあふれる水・花・緑が人を惹きつけ 笑顔をつなぐ
「水都とくしま」

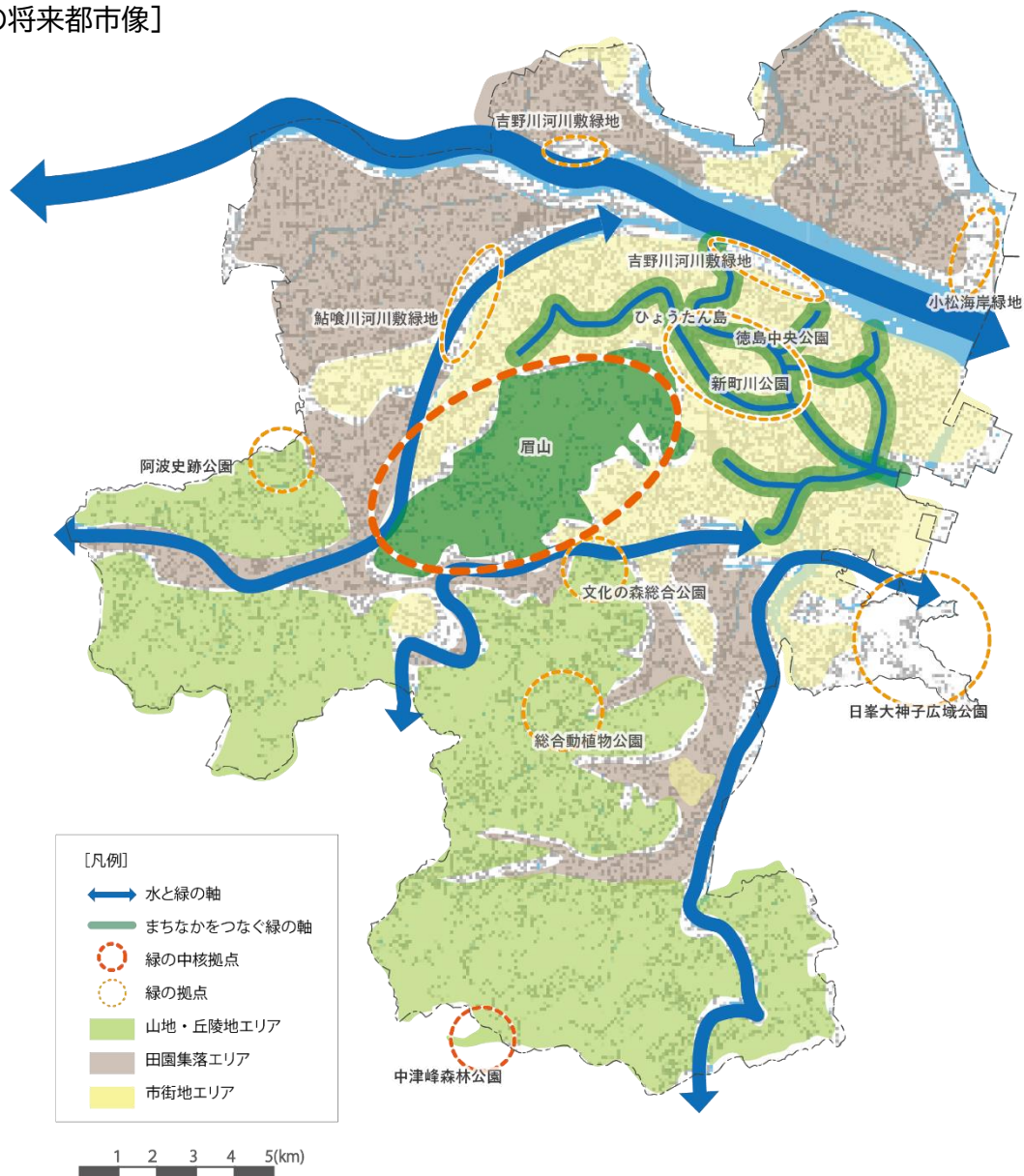
3-2. 緑の将来都市像

本市では、大小 134 もの河川が市内を巡り、豊かな緑が水の流れによってつながっています。また、市域のどこからでも望むことができる眉山は、市民意識調査からも明らかであるように、単に市の中心部に位置するだけでなく、本市らしさを象徴する緑地として、徳島の人々の心のよりどころともなっています。

そこで、本計画では、市の郊外に位置する豊かな丘陵・山地の広がりや自然と人が共生する田園集落の緑が、市内を巡る水のみちによって、本市の顔である市街地エリアまで豊かな自然環境が広がり、つながる「緑のネットワーク」の保全とさらなる強化を目指します。

特に、本市の緑の象徴である眉山を緑の中核拠点として位置づけ、郊外部の豊かな自然環境が、市街地を巡る水のみちによって、まちなかへとつながり、本市の顔である市街地エリアにおいて水と緑が連続性を持って広がり、「水都」としての本市の魅力がさらに引き出されるような、緑のネットワークの構築を目指します。

[緑の将来都市像]



第4章 将来像達成に向けた施策展開

4-1. 将来像達成のための方向性

将来像“まちなかにあふれる水・花・緑が人を惹きつけ 笑顔をつなぐ「水都とくしま」”を実現するためには、本市の持つ魅力をさらに高める水と緑の環境を増やし、それらを適切に保全しながら、まちづくりの様々な場面で活かすこと、そして、水と緑をつくり・守り・活かす担い手の輪を広げることが必要であることが、本市の緑を取り巻く現状から明らかとなっています。

水と緑の創出と保全、適切な活用と、その仕組みを支える体制の整備が実現することで、「水都」としての本市の魅力がさらに磨き上げられ、人々が惹きつけられるまちへとつながります。また、人々が自然と共生しながら心豊かに暮らせるまちの実現が可能になるといえます。

そこで、本計画では、以下の4つの方向性を掲げ、将来像の達成に向けた戦略に基づいて施策を推進します。

[将来像の達成のための4つの方向性]

方向性1 魅力を高める水と緑をつくり、増やします

まちなかから郊外部にかけて広がる水と緑の環境のつながりをさらに強め、面的なネットワークを構築するために、水と緑のさらなる量の充足を図ります。

方向性2 豊かな水と緑を守ります

貴重な水と緑の資源をこれからも大切に残し続けることで、本市の魅力を高め、健全な自然の循環を支えるために水と緑を保全します。

方向性3 魅力ある水と緑を活かします

本市のブランドである水と緑の資源を最大限に活用し、市民や来訪者が集い、楽しみ、思い思いに過ごすことができる公園・緑地の空間の提供と質の向上を図ります。

方向性4 水と緑を育み、支えます

庁内の他部局や市民、事業者、観光客等、「ダイバーシティ（多様性）」に富んだ主体が水と緑の創出・保全・活用に、共通認識のもと参画することができる仕組みや体制を整えます。

4—2. 施策展開の視点

本市の水と緑を取り巻く現状と課題を踏まえ、下記の視点に沿って施策を展開します。

視点① 緑の多面的機能の発揮

豊かな水と緑の環境は、生物多様性の保全、良好な景観、健康・福祉・運動などの場の提供、地域の交流の場、防災・減災効果による都市の安全性の向上など多様な役割を果たしています。

本市においても、全国的な傾向と同様に、人口減少下における地域のコミュニティの希薄化への危機が高まっているほか、選ばれ続けるまちであるための徳島らしい景観の保全や創出、激甚化する災害に対する備えが求められていることから、緑の多面的機能を最大限に引き出す取組を推進することで、まちの強さと魅力を引き出す視点で、施策を展開することが必要です。

視点② 有機的なネットワークの構築

水と緑が持つ多面的機能をより効果的に発揮するためには、それぞれの緑地を点として創出・保全するのではなく、それらがつながりを持ち、一体的な広がりを持つネットワークが構築されること、そして、そのネットワークが多様な担い手に支えられることが求められます。

本市では、郊外部の豊かな緑地環境と田園地域や市街地に存在する大規模な緑地が市内をめぐる河川によりつながることで、それぞれが持つ資源のポテンシャルが互いに高め合い、人や生き物にとって暮らしやすい質の高い環境が形成されていきます。

また、このネットワークを支える担い手として、本市では、すでに市民団体や個人、企業などが積極的に活動をしています。今後、さらに担い手の輪を広げ、行政のみならず市民とともに協働で本市の水と緑を支え、育むために、人的なネットワークの構築を目指します。

視点③ まちの魅力の向上

少子高齢化や都市規模の縮小が全国的に進む中、都市間競争も激化しており、市民だけでなく、市外からの観光客や移住者、企業など、様々な主体から選ばれる続けるまちであることが、まちの持続性にもつながる重要な要素となっています。

本市においては、大小 134 もの河川が市内を巡り、眉山やひょうたん島などが市民だけでなく市外の観光客からも親しまれるなど、水と緑が「まちの顔」となっています。そこで、これからも本市が選ばれ続け、様々な人を惹きつけ続けるまちであるために、「水都」としてのブランドをさらに高める水と緑の環境の向上を目指します。

視点④ 持続的な環境づくり

水と緑の自然環境は、それらを大切に育み、守り、活用する担い手をなくしては維持し続けることができません。

本市では、緑を支え、活動する主体が多く存在するため、各主体が今後も緑を支えやすい環境を整えるほか、持続的に維持管理に関わるができる仕組みづくりを目指します。

4-3. 施策体系

前頁までで示した、4つの方向性と施策展開の視点を踏まえ、将来像の達成に向けて下記の体系で本計画の推進を目指します。

[施策体系図]

将来像	方向性	視点	施策の柱	施策
まちなかにあふれる水・花・緑が人を惹きつけ笑顔をつなぐ「水都とくしま」	方向性1 魅力を高める水と緑をつくり、増やします	有機的なネットワークの構築 まちの魅力の向上 緑の多面的機能の発揮	(1)公共施設の緑化を進める (2)民有地の緑化を促す (3)まちの魅力を引き出す公園緑地をつくる	(1)① 道路の緑化 (1)② その他公共施設の緑化 (2)① 住宅地の緑化 (2)② 商業施設の緑化 (2)③ 工場の緑化 (3)① まちの顔となる公園の再整備 (3)② 豊かな親水空間の整備 (3)③ インクルーシブ公園の整備 (3)④ 身近な公園緑地の機能再編・再整備
	方向性2 豊かな水と緑を守ります	有機的なネットワークの構築 まちの魅力の向上 持続的な環境づくり	(1)基盤となる自然環境を守る (2)徳島の顔である緑を守り、次世代に伝える	(1)① 市街地周辺の山林の保全 (1)② 河川の水環境保全と治水に向けた取組 (1)③ 市街地及び周辺の農地の保全 (1)④ 開発と自然環境の調和、自然との共生 (2)① 美しい景観の保全 (2)② 歴史文化を内包した重要な緑の保全
	方向性3 魅力ある水と緑を活かします	まちの魅力の向上 緑の多面的機能の発揮 持続的な環境づくり	(1)自然と親しみ、触れ合う場を提供する (2)まちなかで、緑を活かした防災・減災を進める (3)身近な公園緑地を使いやすくする	(1)① 自然と触れ合える空間の確保 (1)② 市民菜園・体験型市民農園の維持・管理 (1)③ 親水空間の活用促進 (2)① 災害や公害の防止・緩和に資する緑の配置 (2)② 災害時における安全性の確保と救援・復旧活動の確保に資する緑の配置 (3)① 地域主体による公園の運営支援
	方向性4 水と緑を育み、支えます	有機的なネットワークの構築 まちの魅力の向上 持続的な環境づくり	(1)普及、啓発を図る (2)官民連携の緑のまちづくりを推進する (3)緑のまちづくりの持続性を高める	(1)① 緑のまちづくりの全市的な発信 (1)② とくしま植物園における啓発・発信と相談窓口の運営 (1)③ 環境教育の一環としての緑化意識の高揚 (2)① 市民参加の促進 (2)② 民間活力の導入 (3)① 多様な仕組みを活用した財源確保

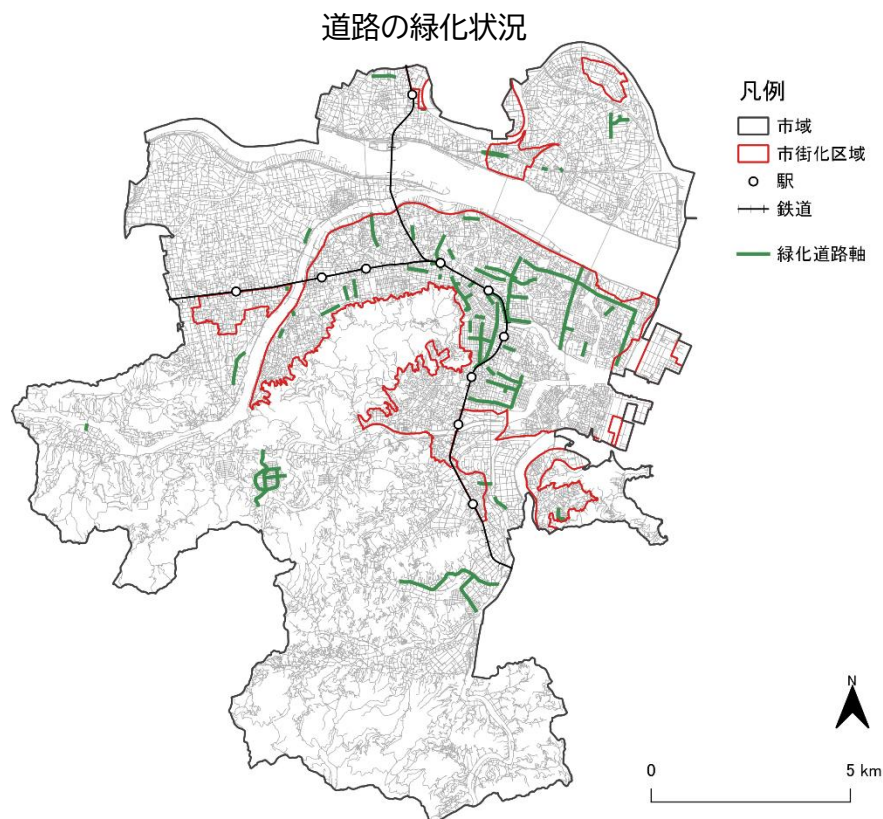
4-4. 施策

方向性1 魅力を高める水と緑をつくり、増やします

1-(1) 公共施設の緑化を進める

1-(1)-① 道路の緑化

道路空間における緑のネットワークは、延焼遮断帯や生き物の移動経路、歩道における緑陰の形成、自動車等の騒音の抑制といった多面的機能を有することから、都市計画道路を中心に道路空間における街路樹・植栽の整備・管理を行い、連続的な緑の空間の創出・維持を図ります。



1-(1)-② その他公共施設の緑化

市役所や学校等の市街地にある主要な公共施設について、緑化を推進します。壁面緑化や屋上緑化の検討や、学校施設においては校庭の芝生化等を進め、ヒートアイランド対策や環境・省エネルギー化に配慮した施設環境の充実を目指します。



1-(2) 民有地の緑化を促す

1-(2)-① 住宅地の緑化

住宅地における緑を増やすために、新規の開発時における緑化指導を行い、住宅地における連続的な緑のネットワーク創出を目指します。

1-(2)-② 商業施設の緑化

多くの人が行き交う商業施設について緑化を促進することは、まちなかにおいて「緑が増加した」という印象を生み出しやすいことから、これらの施設における屋上緑化や壁面緑化の導入について啓発に努めます。

1-(2)-③ 工場の緑化

工場立地法に基づき、特定工場における緑化を促進します。なお、本市では環境と調和を図りつつ、既存工場の建替えや新たな設備投資等を促進するため、工場立地法の緑地率等の緩和を定めた「徳島市工場立地法地域準則条例」を施行しています。

※本市における工場緑化の準則

【原則】

緑地：敷地面積の20%以上

環境施設：敷地面積の25%以上（緑地を含む）

うち、15%以上は敷地の周辺部に配置

【工業専用地域・工業地域、準工業地域における緩和措置】 ※平成28年施行

■緑地面積率・環境施設面積率の緩和

<対象地域：工業専用地域・工業地域>

緑地面積率5%以上（環境施設面積率：10%以上）

<対象地域：準工業地域>

緑地面積率15%以上（環境施設面積率：20%以上）

■重複緑地算入率の緩和

緑地面積率の50%以下

1-(3) まちの魅力を引き出す公園緑地をつくる

1-(3)-① まちの顔となる公園の再整備

本市の中心にあり、まちなか観光の玄関口でもある徳島駅周辺における緑の拠点として、徳島中央公園や眉山公園の再整備を図ります。再整備にあたっては P-PFI 制度や公園施設設置許可の活用など、民間と連携した持続的な整備を推進するとともに、民間活力を活用して魅力的な公園を創造し、観光面への波及効果を狙います。

特に、ひょうたん島及びその周辺では、新町川・助任川の水辺、徳島中央公園の緑、また、城下町として発展した歴史に触れられる「徳島城博物館」などの観光資源と一体となった空間を活かして、散策や滞留、交流が生まれる環境の充実を図るとともに、眉山の緑との連携を強化します。

さらに、眉山公園及びその周辺では、麓の「阿波おどり会館」、山頂へと続く「眉山ロープウェイ」や山頂広場などを活かし、観光・レクリエーション拠点としての魅力を強化します。

1-(3)-② 豊かな親水空間の整備

本市の特徴である水辺空間を活用するため、市内の河畔の緑化推進及び河畔の散策ルートの整備等に努めます。

特に、クルーズ船乗り場にも近い新町川公園などにおいては多くの人を訪れるポテンシャルを有することから、河川の魅力向上のため河畔の遊歩道など親水空間の再構築を図ります。

海岸沿いの緑について、小松海岸緑地及びその周辺では、「小松海岸緑地ドッグラン」や「小松海水浴場」をはじめとする小松海岸の水辺や海岸景観を活かし、観光・レクリエーション拠点としての環境の充実を図ります。

1-(3)-③ インクルーシブ公園の整備

社会のダイバーシティ化に備え、障がい者や幼児など、誰もが利用しやすい公園環境を整えるため、バリアフリーに配慮した遊具が設置されたインクルーシブ公園の整備を図ります。

1-(3)-④ 身近な公園緑地の機能再編・再整備

少子高齢化をはじめとする社会環境の変化に伴い、地域における身近な公園緑地に対するニーズも変化していることから、市内の身近な公園緑地の持つ機能などを整理し、必要に応じて機能の再編を検討します。

具体的には、既存の各公園緑地について、開設から30年以上経過した都市公園については、点検業務を適時実施し、老朽化した公園施設の適切な更新を実施します。更新の際には、地域の交流機能や防災、環境、レクリエーションといった住民のニーズに沿った機能を特化させた機能分担を検討し、各地域で設置されている公園緑地における機能の不均一性の解消を図りつつ、地域のニーズに応じた公園緑地環境の構築を図ります。

また、施設の更新にあたっては、ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい公園・緑地の整備を推進します。

1-(3)-⑤ 公園の特性を磨きあげ、さらなる魅力づくりを行うための環境拡充

阿波史跡公園では、自然や歴史を体験できる環境を活かすとともに、周辺の古墳群などの歴史資源との連携を図ることにより、歴史文化をテーマとした観光・交流の拠点として機能の充実を図ります。

徳島市総合動植物公園及び徳島県文化の森総合公園では、自然体験や多様なレクリエーション活動の場としての機能の充実を図るとともに、両公園を結ぶトレッキングコースなど自然と一体となった健康・癒しの場としての充実を図ります。

中津峰山周辺には、中津峰森林公園をはじめとして様々な観光資源があるため、これらを散策できるルートの紹介など広報活動を図ります。

方向性2 豊かな水と緑を守ります

2-(1) 基盤となる自然環境を守る

2-(1)-① 市街地周辺の山林の保全

市街地を囲む山林は、市の緑の骨格を形成し、まちの背景として重要であるほか、動植物の棲み処や、里山としての生活の一部を担っています。都市化が進む中で、市街地の際にある山林を保全することは、土砂災害による被害防止、良質な水環境の確保といった都市生活には欠かせない効果があります。このような市街地周辺の山林について、保安林制度や地域森林計画等との連携により保全を図ります。

2-(1)-② 河川的环境保全と治水に向けた取組

本市では市北部を吉野川が貫流するほか、市街地を網状に河川が流れています。これらの河川空間を保全するため、多自然型の護岸やビオトープの整備を推進します。また、小松海岸、大神子海岸等は、自然環境を保全するとともに、人工護岸の背後部の緑の保全・育成を努めます。気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者などが行う治水対策に加え、あらゆる関係者が協働で、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を実施していきます。具体的には令和2年に発足した吉野川水系流域治水プロジェクトと連携し、都市下水路、公共下水道（雨水）及び川内地区排水施設の整備を実施し、浸水区域の解消や浸水被害の軽減を図るほか、雨水貯留施設の整備や、徳島市流域治水検討会議により関係部局との連携体制を構築します。

本市周辺における流域治水の取組



吉野川水系流域治水プロジェクト

2-(1)-③ 市街地及び周辺の農地の保全

農地は農作物の生産を担う空間であるのみならず、緑被としての環境貢献や、遊水機能により洪水被害の軽減など公益的な役割を果たします。特に市街化区域内にある都市農地は貴重な緑の一つであり、その活用による保全を検討します。

2-(1)-④ 開発地と自然環境の調和、自然との共生

市街地における緑を残し、都市化と調和した自然環境の構築に向けて、各種制度の活用を図ります。

具体的には、都市緑地法に基づき、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結する緑地協定などがあります。これらの制度について、啓発に努めながら、地域の要望に応じて制度の活用に向けた支援を行います。

2-(2) 徳島の顔である緑を守り、次世代に伝える

2-(2)-① 美しい景観の保全

本市の緑は景観として重要なものがあり、ランドマークとなる眉山や吉野川のほか、大神子海岸や小松海岸周辺は風光明媚な景観が保全されています。これらについて地域制緑地や風致地区の指定等により、守るべき緑を明確にし、保全を図ります。

まちなかの景観について景観計画と連携しながら、良好な緑の景観創出を誘導します。



[吉野川沿いからしらすぎ大橋と眉山を臨む]



[吉野川と眉山]

2-(2)-② 歴史文化を内包した重要な緑の保全

市内にはいくつか重要な樹木や樹林が存在し、特に市内に多く存在する神社・寺の境内にある樹林（社寺林）は、歴史文化資源と一体となった高質な緑であり、地域においても重要な緑となります。

これらについて、保存樹木・保存樹林や天然記念物としての指定を継続し、価値を明確にしながら啓発しつつ、保全を図ります。また、社寺林が密集する眉山周辺や「阿波の法隆寺」として有名な丈六寺周辺は、緑地保全地区として面的に保全を図ります。

方向性3 魅力ある水と緑を活かします

3-(1) 自然と親しみ、触れ合う場を提供する

3-(1)-① 自然と触れ合える空間の確保

眉山や日峯山等の市街地に隣接した緑の空間については、自然と触れ合える場として活用できるように環境を整えます。ハイキングやサイクリングコースなど、自然観察のための活動の支援を行い、緑の活用促進を図ります。

また、市内の農地の有効活用を推進し、農業体験の機会と場の提供などを検討します。山地・丘陵地は市民のレクリエーションの場として活用するなど、市内郊外の緑についても、市民が触れ合うことができる場づくりを行います。

3-(1)-② 市民菜園・体験型市民農園の維持・管理

本市では、市民菜園を開設し、利用者が作付けから収穫まで自身の管理のもとで、菜園を利用することができる環境を整えています。また、より気軽に市民が農業と触れ合い、体験できる機会の提供のため、体験型市民農園も開設しています。この市民菜園・体験型市民農園を継続し、市民が農に親しむ機会を創出します。

3-(1)-③ 親水空間の活用促進

本市では、平成4年に策定した「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」などにに基づき、20年以上にわたって県などとともに、親水公園やボードウォーク、遊歩道の整備をはじめ護岸の修景などに取り組んできました。この親水空間の活用のため、栈橋の設置と舟運の運航や、「徳島ひょうたん島水都祭」等のイベント開催により、活性化を図ります。



[新町川親水公園でのイベントの様子]



[ひょうたん島周遊船]

3-(2) まちなかで、緑を活かした防災・減災を進める

3-(2)-① 災害や公害の防止・緩和に資する緑の配置

災害や公害の防止・緩和に資する緑として、水源涵養や土砂流出防止として機能する山林や、延焼防止帯や排気ガス・騒音を緩和させる街路樹、公害汚染を緩和させる工業団地周辺の緩衝緑地等があり、これらの緑の機能を保全・強化を図ります。

また、集中豪雨による内水氾濫リスクの低減のため、グリーンインフラとして、道路面の透水性舗装や、歩道や公開空地等における雨庭の整備による雨水浸透機能の向上を検討します。

3-(2)-② 災害時における安全性の確保と救援・復旧活動の確保に資する緑の配置

市内では、“徳島市地域防災計画”により、広域避難場所として指定されている公園（徳島中央公園、蔵本公園、田宮運動公園、山城公園の4公園）があり、非常時においてこれらの公園の機能が発揮できるように体制を整えます。

また、“南海トラフ巨大地震に伴う徳島市津波避難計画”では、避難者が津波の危険を回避するために、避難対象地域外へ避難する際に目標とする地点として、避難目標地点が設定されており、徳島県文化の森総合公園入口や日峯大神子広域公園駐車場などの公園施設も位置づけられています。これらの公園が持つ役割を周知・啓発し、事前防災に努めます。

3-(3) 身近な公園緑地を使いやすくする

3-(3)-① 地域主体による公園の運営支援

市の公園緑地は、これまで行政が管理してきましたが、禁止事項の多い画一的な利用ルールの設定により、利活用がされにくくなっていました。地域の事情に応じ、柔軟に公園緑地が利活用されるように、都市公園法に基づく公園協議会の設置や市民主体の公園の運営を目指します。

方向性4 水と緑を育み、支えます

4-(1) 普及、啓発を図る

4-(1)-① 緑のまちづくりの全市的な発信

緑のまちづくりの普及啓発のため、緑地保全や緑化活動を促進させるための手引きやパンフレット等による発信を行います。市民と協働で街路樹や公園樹等に樹名板を設置するなど、緑化に対する啓発と合わせてまちの緑をより身近で愛着のある緑として市民とともに育てます。

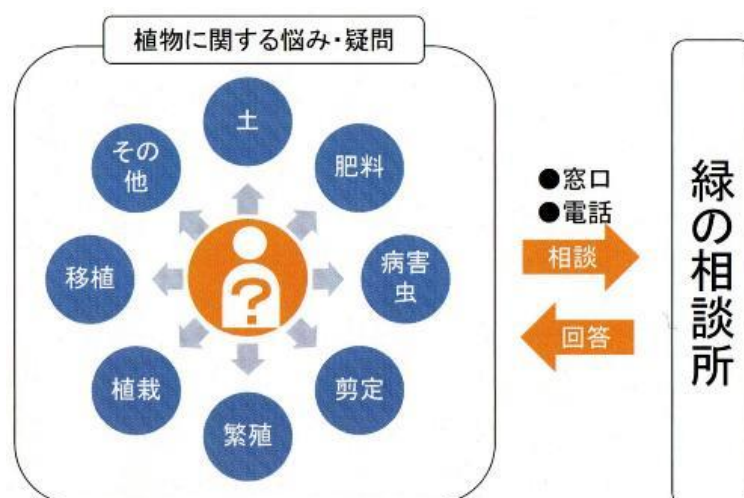
また、公園施設の案内やPR、緑のまちづくりに関する取組について、市の広報やインターネットを活用して情報発信に努めます。

水と緑の基金をもとに、水と緑のフェスティバルを開催し、花植え会や水と緑の図画コンクール、水上での清掃活動を行い、意識啓発を図ります。

4-(1)-② とくしま植物園における啓発・発信と相談窓口の運営

とくしま植物園では、市民が直接緑に親しみながら緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図り、都市緑化を推進するため、緑の相談所を設置しています。緑の相談員が、土、肥料、病虫害、剪定、繁殖、植栽、移植等の相談を受けつつ、園芸教室やドライフラワーアレンジメント教室、野鳥観察会など多彩な教室を年間を通して行います。このほか、園芸に関する専門書や身近な緑に関する図書などを備えた図書コーナーの運営や、講座作品の展示、パネル展示、植物展示、緑化フェアによる発信などを引き続き実施していきます。

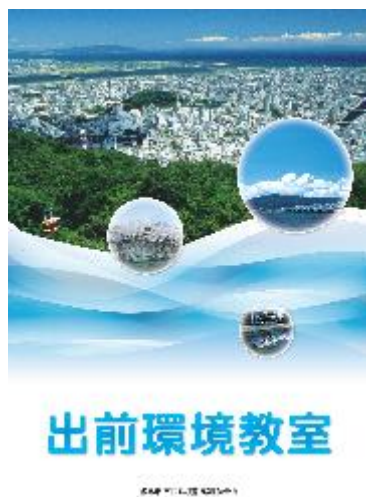
また、緑のリサイクルセンターにおいては、市が管理する都市公園や街路から発生する剪定枝を薪やたい肥に加工し、緑化啓発イベント等で配布したり、緑化団体が公共施設等を緑化する際に配布します。



4-(1)-③ 環境教育の一環としての緑化意識の高揚

学校や周辺の緑の環境を教材とした自然観察や農業体験などの活動を通じて、緑や自然に対する意識啓発を図ります。児童や生徒の参加による記念樹の植栽や花壇の管理など、学校施設内における緑化を推進し、ボランティア意識の醸成を図ります。また、学校給食における地産地消を推進し、食育を兼ねた緑の環境教育に努めます。

学校以外においても、町内会等の地域の要請に応じて出前環境教室を開催し、生き物調査や水質調査等の支援を行います。



4-(2) 官民連携の緑のまちづくりを推進する

4-(2)-① 市民参加の促進

緑化やまちの美化に取り組む各地域の自治会や NPO 団体・法人等の活動を支援し、市民の自発的なまちづくり活動を促進します。

花と緑あふれるまちづくりを目指し、自発的かつ実践的な活動を行う団体に、花苗・苗木・種子・球根・プランター・肥料などを助成します。

パークアドプトプログラムとして、公園のアドプト活動（除草、清掃、草花等の植え替え、種まき、水やり、施設の管理や情報提供等）を行っていただけるボランティア団体等に対して、清掃道具の貸与やボランティア活動保険への加入費の負担等の支援を行います。

道路アドプトプログラムとして、市が管理する道路における清掃や、道路沿いの花壇や利用されていない道路用地において草花等を植栽・管理する活動を支援します。

また、管理だけでなく緑の活用を促進するため、公園協議会の設置や市民主体の公園の運営を目指します。

人材の確保にあたっては、地域の教育機関との連携や DX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し、子どもや若者たちなど多様な人のまちづくり体験や地域学習への参加を促進するなど、市民・NPO 等の参加、提案による協働のまちづくりを推進します。

4-(2)-② 民間活力の導入

緑のまちづくりにおける民間活力の導入を図るため、指定管理者制度・P-PFI や公園施設設置許可の活用による、公園の整備・再整備や管理・運営を検討します。特に指定管理者制度においては、企業のみならず、意欲の高い地域団体等が担い手になることも視野に入れ、体制構築を図ります。

4-(3) 緑のまちづくりの持続性を高める

4-(3)-① 多様な仕組みを活用した財源確保

緑のまちづくりにおける財源確保のため、徳島市水と緑の基金の継続や、森林環境譲与税の活用、ネーミングライツ、イベントを利用した寄附金等の徴収の拡大を図ります。また、ふるさと納税等と連動したオープンスペースによる緑のまちづくりも検討していきます。



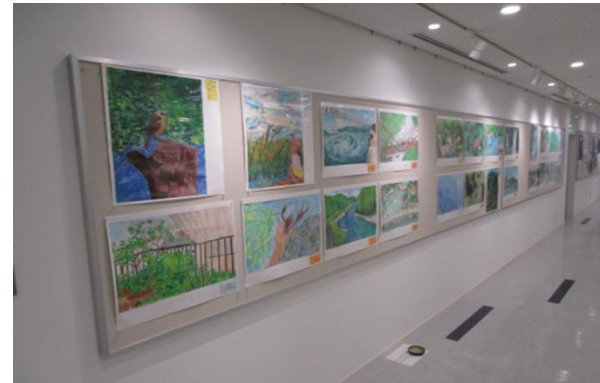
■ネーミングライツ
施設名称：とくしま動物園
愛称：とくしま動物園 STELLA PRESCHOOL ANIMAL KINGDOM



■クラウドファンディング
「ミーアキャットのおうち応援プロジェクト」で整備された施設



■水と緑の基金と活用した事業
・とくしま まちなか花ロード project 「花植え会」
・水と緑の図画コンクール 等



■森林環境譲与税を活用した事業
「五滝周辺展示森林モデル事業における森林環境教育普及啓発活動」



第5章 緑化重点地区

5-1. 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法において「緑の基本計画」の中で位置づけることとされる地区であり、緑化重点地区は、緑の基本計画で定める目標を実現するために、特定の地区を指定して、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区のことです。

地区指定にあたっては、まちづくりの顔となる地区や開発等により緑地が少ない箇所での緑化を推進すべき地区や優良な緑地を保全する地区等を対象とします。

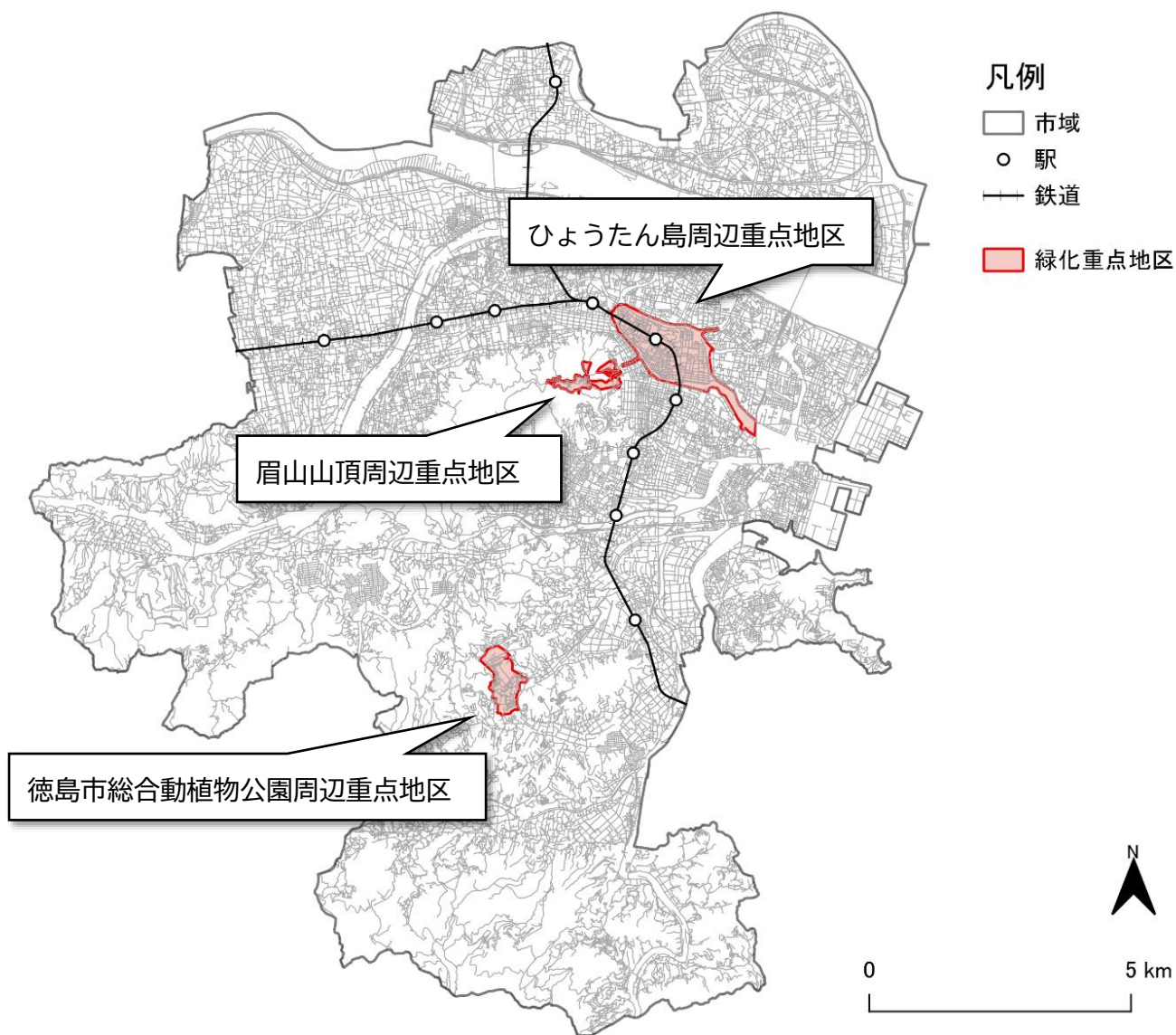
また、公共施設による緑化と合わせて住民による民有地の緑化など、行政・市民・企業等が連携した緑化推進を図ろうとするものです。

関連計画における位置づけ等も踏まえ、本市においては以下3地区を緑化重点地区として設定します。

本市における緑化重点地区

地区名称	現状と課題
ひょうたん島 周辺重点地区	<ul style="list-style-type: none">✓ ひょうたん島周辺は、本市の玄関口として、良好な緑のまちづくりを推進することが求められる。✓ 中心市街地活性化基本計画や景観計画において、重点的に計画推進を行う区域として指定され、NPO法人新町川を守る会を中心に市民が主体の活動が展開されている。✓ 城山周辺は、風致地区として、都市の中の風致の維持をするために定めた地区であり、本市の魅力を表す資源の一つとして、今後さらなる整備を進めていく必要がある。
眉山山頂周辺 重点地区	<ul style="list-style-type: none">✓ 眉山山頂周辺は、本市のシンボルとして、良好な緑のまちづくりを推進することが求められる。✓ 風致地区として、都市の中の風致の維持をするために定めた地区であり、本市の魅力を表す資源の一つとして、今後さらなる整備を進めていく必要がある。✓ 眉山周辺は、景観計画において吉野川大橋や新町橋からの眺望対象として重要な資源であり、眉山の外側から見た景観を意識した緑のまちづくりが重要となる
徳島市総合動 植物公園周辺 重点地区	<ul style="list-style-type: none">✓ 平成18年に全面開園した徳島市総合動植物公園は、市民へレクリエーション活動の場を提供するとともに、緑化意識の高揚を推進し、自然との共生を学びながら市民が集い交流する、緑の拠点としての役目を果たしている。✓ 施設の更新時期が迫りつつあるため、民間活力を活かしながら、更なる魅力アップと機能向上が求められている。

[緑化重点地区の区域]



5 - 2. 緑化重点地区の方針

(1) ひょうたん島周辺重点地区

◆ 目標像

本市の“顔”として、歴史文化を醸し出す 水と緑の玄関口

本地区は水都・徳島の中心地であり、市民にとっても重要な生活拠点であるほか、主要な商業施設や、重要な歴史文化・国指定史跡等の文化財が集積する本市の“顔”となる地区です。市のまちづくりにおけるキーワードである水と緑を最大限に活かし、多くの人を迎え入れる玄関口として緑のまちづくりを推進します。

◆ 方針

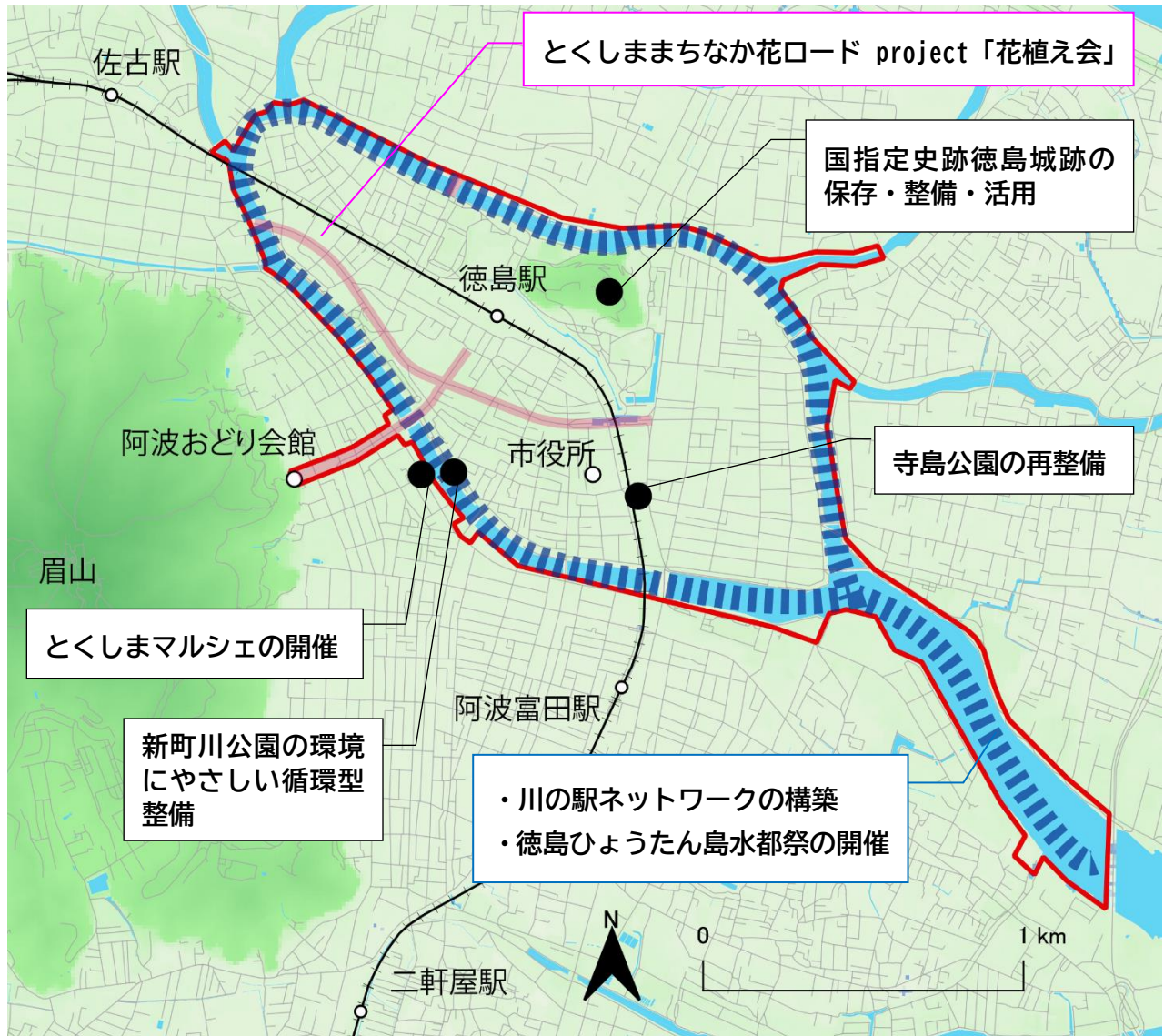
- 本地区の特徴である空間的なネットワークを活かした拠点を整備するとともに、ソフトの取組を展開し、活性化を図ります。
- 水と緑の魅力を高めるために、企業や NPO、地域・市民との協働を原則に、緑のまちづくりを進めます。
- 中心市街地活性化基本計画や景観計画と連携しながら、分野横断的に相乗効果を高めながら、取組を推進します。

◆ 重点的な取組

名称	概要	関連する施策
道路の緑化ネットワークの構築	地域住民団体や企業、学生などの道路愛護団体等と連携し、とくしままちなか花ロード project「花植え会」をはじめとした、市内中心部の道路沿いの植樹帯や花壇への花の苗植えを実施する活動や、市道沿いの花壇や利用されていない道路用地に草花等の植栽を実施する活動への支援を行い、緑のネットワークの構築を図ります。	1-(1)-① 4-(2)-①
寺島公園の再整備	徳島文化芸術ホール(仮称)に隣接する寺島公園について、ホールと一体となった空間づくりを目指して再整備を行います。	1-(3)-①
国指定史跡徳島城跡の保存・整備・活用	水と緑と歴史文化資源が一体となって魅力を深めるまちづくりを推進するため、国指定史跡の徳島城跡について石垣や城山などの保存・整備・活用を推進します。	1-(3)-① 2-(2)-①
新町川公園の環境にやさしい循環型整備	本市が SDGs 未来都市に選定されたことを受けて、環境にやさしい循環型整備を行います。	1-(3)-②
川の駅ネットワークの構築	ひょうたん島周辺に栈橋などの機能を持った川の駅や川の停留所を整備し、舟運ネットワークの構築を図ります。ひょうたん島の周囲約6kmを巡る周遊船の定期運航を行うとともに、夏季に屋形船でのイベントを実施し、活性化を図ります。	1-(3)-② 3-(1)-③
水辺空間を活用したイベントの開催	他都市に類を見ない、水とともに発展してきた都市である水都徳島の魅力を体感し、広く発信するイベントとして「徳島ひょうたん島水都祭」を中心市街地の川沿いに整備された公園などで開催します。	3-(1)-③ 4-(1)-①

◆ 方針図

ひょうたん島周辺重点地区 方針図



(2) 眉山山頂周辺重点地区

◆ 目標像

見るだけでなく、楽しみながら滞在できる 緑と景観のシンボル

本地区は市のシンボルである眉山を活かすにあたっての拠点であり、景観だけでなく、ハイキングや休憩といった利用も想定しながら、活性化を図る必要があります。眉山文化が衰退した現代において、市民や企業と連携し、眉山の保全と利活用のあり方を模索しながら、本市の象徴として眉山を継承していきます。

◆ 方針

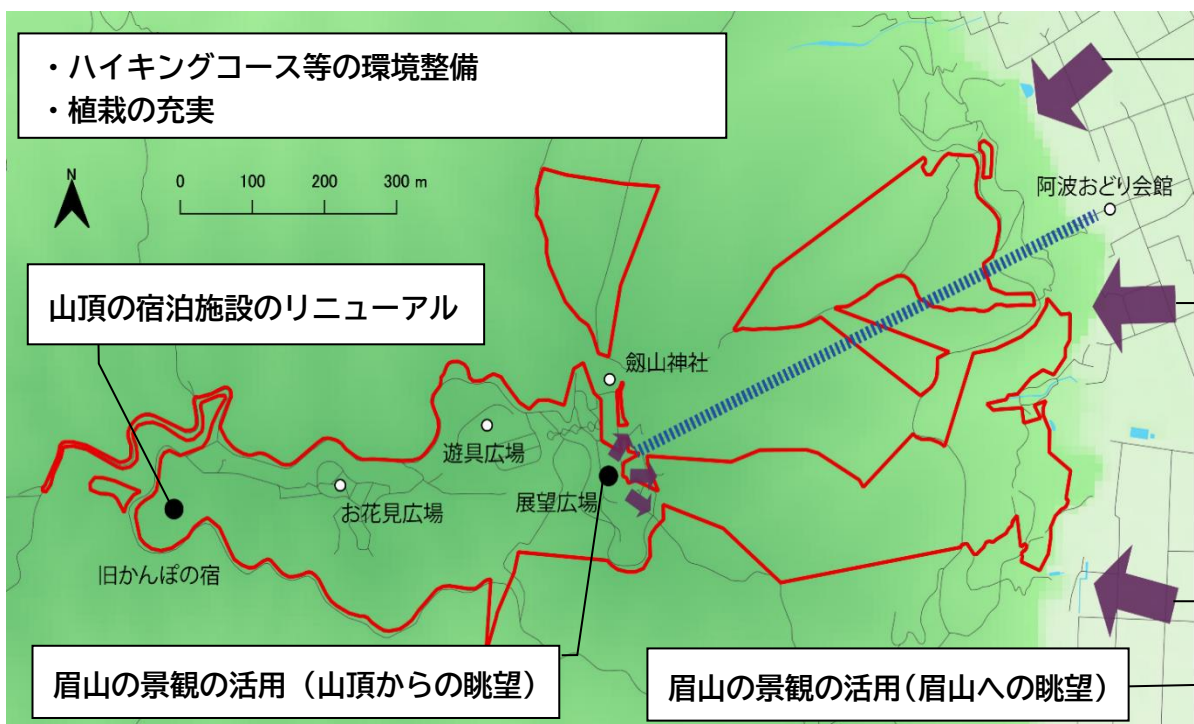
- 市のシンボルとして、内側からの景観(山頂からの眺望)と外側からの景観(眉山への眺望)の双方を重視した景観形成を図ります。
- 「見る」だけでなく、様々な目的で楽しめるレクリエーションエリアとして、官民で連携しながら、機能の誘導・整備を図ります。

◆ 重点的な取組

名称	概要	関連する施策
ハイキングコース等の環境整備	眉山のハイキングコースの安全性の確保に向けて、土地の所有者や市民ボランティアと連携しながら、登山道の環境整備に取り組みます。	1-(3)-① 3-(1)-① 4-(2)-①
山頂の宿泊施設のリニューアル	閉館した旧かんぼの宿について、民間活力を活かした新たな観光施設に向けた再生を図ります。	1-(3)-① 4-(2)-②
植栽の充実	眉山公園では花を楽しめるような植栽の整備に努めます。	2-(1)-① 2-(2)-①
眉山の景観の活用	眉山の景色を活かした施設整備やアート作品の展示・体験活動の促進など、眉山のある風景や山頂からの景色を活かした企画、施設の充実を図ります。	4-(2)-① 4-(2)-②

◆ 方針図

眉山山頂周辺重点地区 方針図



(3) 徳島市総合動植物公園周辺重点地区

◆ 目標像

動植物を身近で感じ、人と自然との絆を深める緑の拠点

本地区は観光・レクリエーション拠点の一つとして、自然との触れ合いを活かした観光振興やにぎわい創出の役割を担っています。生き物とのふれあいを通じた学びや癒しの機会の提供や、生物多様性への保全への貢献により、人と自然との絆を深める拠点形成を図ります。

◆ 方針

- 徳島市総合動植物公園では、自然体験や多様なレクリエーション活動の場としての機能の強化を図ります。
- 老朽化した施設の更新や、展示空間や体験プログラムをより充実させるために官民連携で公園づくりを推進します。

◆ 重点的な取組

名称	概要	関連する施策
老朽化した施設の更新や展示空間の充実	長寿命化計画に基づき、計画的に修繕を実施し、リニューアル化を図ります。大規模な整備にあたっては、クラウドファンディングや P-PFI 等の活用により市民協働での公園のリニューアルを図ります。	1-(3)-① 4-(2)-① 4-(2)-②
売店・レストラン・休憩施設の充実	快適な滞在ができるように、屋根や植樹、良質なベンチ・テーブルの設置等により、休憩施設の充実化を図ります。	1-(3)-①
市民と連携した啓発の取組や園内ガイド、体験プログラム等の充実	とくしま植物園における啓発・発信と相談窓口の運営を引き続き行います。また、園内のガイドや体験プログラム等において、市民がボランティアや地域活動の一環として、直接、公園の運営に参画することができる取組を検討します。	4-(1)-② 4-(2)-①
経営収支の改善	パンフレット、ホームページ、動物舎のネーミングライツなどによる広告料収入や市民・企業などからの寄附、動物園グッズの売上に応じたエサ代支援など多彩な広告料及び寄附メニューを検討します。	4-(3)-①

◆ 方針図

徳島市総合動植物公園周辺重点地区 方針図



第6章 計画の推進に向けて

6-1. 計画の推進主体

本市では、これまでも、行政のみならず市民や事業者等との協働により、水と緑を取り巻くまちづくりを進めてきました。

本市の水と緑を保全し、その自然環境が持つ魅力をまちづくりに活かす取組を進めることで、将来像である“まちなかにあふれる水・花・緑が人を惹きつけ 笑顔をつなぐ「水都とくしま」”を実現するために、本市の緑に関わる行政だけではなく、その関係課、市民・NPO、事業者、大学・研究機関などの様々な主体が役割分担をしながら、協働で本計画を推進していきます。

[各主体の主な役割]

●行政の役割

- ・市内の緑の保全、創出、整備、維持管理を行う
- ・緑に関する情報の積極的な発信を行う
- ・主体間の連携体制の仕組みを整える
- ・市民・NPO や事業者の取組の支援を行う

●市民・NPO の役割

- ・市内の緑に親しみ、触れ合う
- ・自宅の庭や近所の公園等、身近にある緑を大切にする
- ・緑の魅力を活かしたイベントへの参加や運営を行う
- ・緑の保全・創出・維持管理の担い手となる

●事業者の役割

- ・市内の緑の保全や維持管理、緑の持つ魅力の活用に資する社会貢献活動を行う
- ・所有している技術や資金を緑の保全・創出・維持管理に活かす
- ・事業所の敷地または事業所周辺の緑を保全、創出、維持管理する担い手となる

●大学・研究機関の役割

- ・市内の緑に関する研究を行い、緑が持つ様々な効果やその価値について情報発信を行う
- ・市民が緑について学ぶことができる場づくりを行う
- ・蓄積している緑に関する知識や技術を活用する

6-2. 主体間の連携の推進

(1) 計画の推進主体でも示したように本市には、水と緑を支える様々な主体が存在します。そこで、市では各主体の協働により、将来像の実現に向けてより効果的に取組を行うことができるよう、相互の情報共有や連携を図るためのプラットフォームの構築を検討していきます。

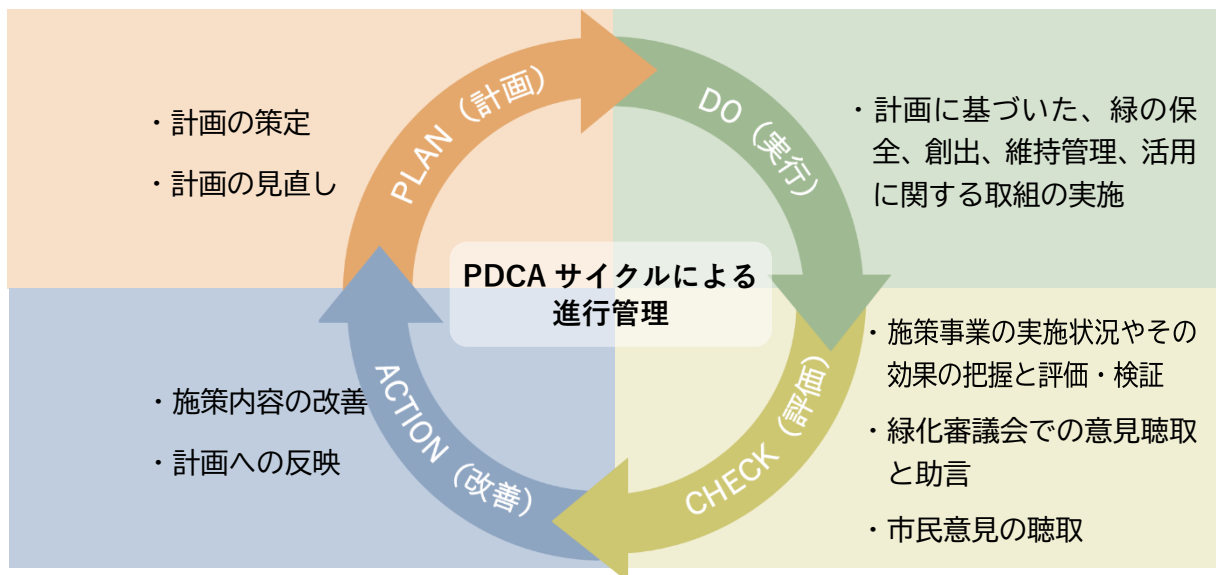
また、本市では、市域を超えて存在する大規模な公園や緑地などが存在しており、それらはネットワークや他の緑とのつながりを考慮して広域的な観点で、保全や維持管理、その活用を図る必要があります。そこで、該当の公園や緑地の保全、維持管理、その活用にあたっては、国、県、近隣市町と連携を図ります。

6-3. 計画の進行管理と継続的な改善

本計画は、計画期間を20年間とする中長期的な緑と水のありかたを定めた基本的な方針です。今後20年間で起こりうる緑と水を取り巻く環境の変化、市の財政状況や市民ニーズの変化に対応しながら、将来像の実現を目指すためには、施策の実施状況や施策効果を定期的に把握し、評価・検証を行い、適宜見直しを行うことが必要です。

そのため、進行管理にあたっては「計画(PLAN)」、「実行(DO)」、「評価(CHECK)」、「改善(ACTION)」の4つの視点のサイクルを適切に運用します。また、毎年度末に施策の進捗状況を把握し、必要に応じて、緑化審議会の意見や助言を取り入れて、施策の進捗や具体的な取組の評価・検証を行い、必要がある際は、施策内容の見直しを図ります。

[本計画の進行管理イメージ]



用語集

あ行

アドプトプログラム

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度のこと。

インクルーシブ公園

体に障がいがある子ども、ない子ども一緒になって遊ぶことができる公園のこと。

ウェルビーイング

心も身体も社会的にも”満たされた状態”、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す言葉。

ウォークابل

街路空間を車中心から”人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場

SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷などの建物に覆われていない空間のこと。

か行

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出の合計を実質的にゼロにすること。

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。（都市計画法第4条）

カントリーパーク

都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする面積4ha以上を標準として配置される公園のこと。

既存ストック

「ストック」とは「在庫」のことで、これまでに整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地（区域）は、以下の[1]及び[2]の区域を包括する区域のこと。
[1]崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上の土地をいう。）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの
[2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

協働

市民、企業、行政など複数の主体が目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。近年、まちづくりの取組に不可欠なものとして唱えられている概念のひとつ。

クラウドファンディング

新商品開発等に意欲のある中小企業や起業家、自治体が、インターネットを活用して、多数の投資家と結び付き、少額ずつ事業資金を集める仕組みのこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

公共空間

「パブリックスペース」のこと。個人に属さない公の空間。公的に整備された空間でなくとも、一般的に開放されている公共性の高い空間も含まれる。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

洪水浸水想定区域

洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

さ行

市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

地すべり防止区域

地すべりによる崩壊を防止するため、必要な排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある区域のこと。

史跡（国指定史跡）

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡の中で、我が国にとって歴史上又は学術上価値が高いもののうち特に重要なものとして、文化財保護法によって指定されたもの。

自然共生社会

全国各地での多様なグリーンインフラの整備などにより、日本の豊かな自然や生物多様性の維持・回復と持続可能な利用が実現するとともに、それらがもたらす恵みを将来にわたって継承していく社会のこと。

自然公園

すぐれた自然の風景地を永久に保護し、その中でだれでも自由に風景を楽しみ、休養し、レクリエーションを行い、また動植物や地質などの自然を学べるように自然公園法に基づいて指定、管理される国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園を指す。

指定管理者制度

公共施設等の管理・運営を営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなどの法人や団体が包括的に代行できる制度。

市民農園

都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のこと。

集中豪雨

前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことによる激しい雨。

人口集中地区（DID）

国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区のこと。

スーパーシティ

AI（人工知能）やビッグデータなどを活用した、生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供、連携などにより、住民が参画し、住民目線で、2030年頃の実現される未来社会のこと。

生産緑地

生産緑地法（市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度）に位置づけられた農地のこと。都市計画決定から30年が経過する日以後に、所有者が、市町村長に対し、買取の申出ができる。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルがある。

た行

ダイバーシティ

性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴など、人に違いをもたらすあらゆる面で多様な人材を積極的に活用しようという考え方。

中心市街地

商業や行政等の機能が充実し、都市の中心となる地域のこと。本市では、原則「徳島市中心市街地活性化基本計画」の計画区域を中心市街地と呼称している。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）

Digital Transformation の略。デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変える（Transform する）こと。「DT」ではなく「DX」と表記されるのは、英語圏では交差するという意味を持つ「trans」を「X」と略すことがあるためといわれている。

ファンデルタ

三角州扇状地。深い湾入などが静穏な海面に河川が注ぐ場所では、波浪や沿岸流の運搬作用が弱いために、扇状地の地先に三角州が成長した場合、平野全体としてファンデルタの地形となる。

天然記念物

文化財保護法で位置づけられる、「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なもののこと。

とくしま市民遺産

普段の生活の中で見過ごされて、魅力や価値がありながら、十分に認識されていない自然景観や文化を、市民から募集を行い、選定を行ったもの。

特定生産緑地

平成 29 年に改正された生産緑地法に基づく制度で、生産緑地のうち、買取申出の基準日が近く到来することとなるものについて、期日を 10 年延期することで保全を図るものである。

都市計画区域

機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域。（都市計画法第 5 条）

都市計画法

都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。

都市公園

都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園、緑地や墓園。

都市農地

都市またはその周辺地域にある農地のこと。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

な行

内水氾濫

市街地などに降った雨が下水管や排水路の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を川に排出することができなくなった際に、市街地などに水が溢れてしまう浸水害のこと。

ネーミング・ライツ

ネーミング・ライツとは、施設の愛称に企業名や商品名を付ける「施設命名権」と呼ばれる新しい広告概念のこと。施設命名権を取得した企業は、施設に商品名や企業名を利用した愛称を付けることができ、商品ブランドや企業名の大きなPR効果が期待できる。

は行

P-PFI 制度

2017年の都市公園法の改正により設置された制度で、公募設置管理制度のこと。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図る新たな整備・管理手法のこと。

PDCA サイクル

PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り組みすることで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

ひょうたん島

中心市街地には、新町川、助任川に囲まれた中州があり、その形がひょうたんに似ていることから、親しみを込めて「ひょうたん島」と呼ばれている。本市では、この地域の河川空間を活かした個性ある都市環境づくりを進めている。

風致地区

良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域のこと。

プラットフォーム

駅のプラットフォームが語源であり、情報や活動状況などを共有し、物やサービスを利用する人と、提供する人など、様々な関わりを持つ人や団体を繋ぐ仕組み、場のこと。

文化財

我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的歴史財産。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。

保存樹木

緑ある自然環境は健康で文化的な生活を送るために重要です。本市と市民のみなさんが一体となって樹木の保全育成に努め、緑化の推進による市民福祉の増進を目的として、徳島市緑化条例により指定される保存樹木・樹林のこと。

ま行

民間活力

民間企業の持つ資金力や事業能力、ノウハウなど。

や行

ユニバーサルデザイン

特定の人を対象とせず、すべての人が利用可能であるように、製品、建物、環境等に配慮した設計（デザイン）を行うこと。

ら行

ランドマーク

景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴を持つもの。わかりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。一般的には周辺から見ることのできる高さがあるもの。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のこと。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している。

徳島市緑の基本計画 令和5年6月

発行：徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

電話：088-621-5301

